

千葉地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分取消等請求事件
国側当事者・国(銚子税務署長)
平成23年12月13日棄却・控訴

判 決

原告	甲
同訴訟代理人弁護士	伊藤 義文
同	渡辺 智志
被告	国
代表者法務大臣	平岡 秀夫
処分行政庁	銚子税務署長
	黒澤 伸
同指定代理人	荒井 秀太郎
同	中村 秀利
同	櫻井 良則
同	菊池 豊
同	小松 茂
同	嶺山 登
同	牧迫 洋行
同	片野 康弘

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

銚子税務署長が、原告に対し、平成20年1月23日付けでした

- 1 平成12年分所得税の更正のうち総所得金額2486万2794円、納付すべき税額456万5100円を超える部分
- 2 平成13年分所得税の更正のうち総所得金額1597万0172円、納付すべき税額217万8200円を超える部分
- 3 平成14年分所得税の更正のうち総所得金額410万4074円、納付すべき税額△20万2600円(△は還付金の額に相当する税額を示す。)を超える部分
- 4 平成15年分所得税の更正のうち総所得金額1201万2218円、納付すべき税額111万5800円を超える部分
- 5 平成16年分所得税の更正のうち総所得金額1129万9130円、納付すべき税額153万9300円を超える部分(ただし、いずれも異議決定により一部取り消された後のもの)

- 6 平成17年分所得税の更正のうち総所得金額2811万7916円、納付すべき税額715万5500円を超える部分
- 7 平成18年分所得税の更正のうち総所得金額3531万1266円、納付すべき税額983万8800円を超える部分
- 8 平成12年1月1日から平成12年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正のうち課税標準額5316万4000円、納付税額62万9500円を超える部分
- 9 平成13年1月1日から平成13年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正のうち課税標準額4092万6000円、納付税額36万2700円を超える部分（ただし、いずれも異議決定により一部取り消された後のもの）
- 10 平成14年1月1日から平成14年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正のうち課税標準額3574万円、納付税額18万7700円を超える部分（ただし、いずれも異議決定により一部取り消された後のもの）
- 11 平成15年1月1日から平成15年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正のうち課税標準額4072万6000円、納付税額61万0800円を超える部分
- 12 平成16年1月1日から平成16年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正のうち課税標準額4268万1000円、納付税額71万1500円を超える部分
- 13 平成17年1月1日から平成17年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正のうち課税標準額5558万4000円、納付税額105万9600円を超える部分（ただし、いずれも異議決定により一部取り消された後のもの）
- 14 平成18年1月1日から平成18年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正のうち課税標準額5884万3000円、納付税額116万5300円を超える部分（以下「本件各処分」という。）をいずれも取り消す。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、残土処理業等を営んでいた原告が、①残土処理場の事業所得に関して被告が行った推計課税に誤りがあること、②乙に帰属する債権を原告に帰属するとして当該債権の利息及び遅延損害金を原告の雑所得の収入金額として計上した点に誤りがあること、③原告のCに対する貸金債権は平成14年時点で貸倒れとなっていたから、平成14年分の遅延損害金は雑所得の計算上なかったものとみなされ、元本については平成14年分の必要経費に算入されるべきことを主張して、平成12年ないし平成18年分の各更正処分の一部の取消しを求めた事案である。

2 前提事実（当事者間に争いがない事実並びに後掲証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定できる事実）

(1) 当事者等

ア 原告は、プロパンガス小売業等のほか、少なくとも平成10年ころから平成20年8月ころまでの間に千葉県銚子市●●ほかの土地の処理場（以下「A処理場」という。）において、平成12年3月から平成15年3月までの間に同市●●ほかの土地の処理場（以下「B処理場」という。）において、残土処理業を営んでいた（以下、両処理場を併せて「本件各処理場」という。）が、残土処理業については帳簿を作成していなかった。また、原告は、複数の者に金銭を貸し付け、その利息等を収受する業務を行っていたが、貸金業についての都道府県知事の登録等は受けていなかった（乙22、23、29、30、弁論の全趣旨）。

イ 丙（以下「丙」という。）は原告の妻である。丁（以下「丁」という。）は同女の実姉であり、乙（以下「乙」という。）はその夫である。原告は、平成16年当時、乙から、事業資金として、数百万円を借り入れていた（甲21）。

ウ 戊（以下「戊」という。）は、原告の甥であり、乙との面識はなかった（甲4〔27頁〕、21、乙51）。

(2) 原告による申告

原告は、銚子税務署長に対し、平成12年分から平成18年分の所得税及び平成12年から平成18年の各年の1月1日から12月31日までの各課税期間の消費税及び地方消費税について、別紙1及び2の「確定申告」欄記載のとおり、法定申告期限までに申告した（甲4〔2、3頁〕）。

(3) 原告に対する税務調査等

ア 原告は、青色申告の承認を受けていたが、平成19年7月から同年8月末にかけて税務調査を受け、残土処理業に関する帳簿書類その他本件各係争年分の残土処理業に係る所得金額を実額で認定するに足りる資料等を提示しなかった（乙24ないし28、31）。

イ 被告は、所得税法156条の規定に基づく推計の方法により、本件各係争年分の残土処理業に係る所得金額を推計した。

(4) 本件各処分

ア 銚子税務署長は、平成20年1月23日、原告に対し、平成12年分以降の所得税の青色申告の承認取消処分をした。

イ 銚子税務署長は、同日、別紙1及び2の「更正処分等」欄記載のとおり、平成12年分から平成18年分までの各年分の所得税及び平成12年から平成18年の各年の1月1日から12月31日までの各課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分並びにこれらにかかる過少申告加算税及び重加算税の賦課決定を行った。

(5) 異議申立て

ア 原告は、上記各処分を不服として、平成20年3月17日、東京国税局長に対し、異議申立てをしたが、同年4月10日、異議申立てに係る各処分のうち、所得税の青色申告の承認取消処分及び過少申告加算税及び重加算税賦課決定についての異議申立てを取り下げた。東京国税局長は、同年6月12日、別紙1及び2記載の「異議決定」欄のとおり、上記(4)イの各更正処分のうち、平成16年分の所得税並びに平成13年、平成14年、平成17年の各課税期間の消費税及び地方消費税の各更正処分の一部を取り消し、同取消しに伴い過少申告加算税及び重加算税の賦課決定の一部を取り消す旨の決定をし、その余の更正処分についての異議申立てはいずれも棄却するとの異議決定をした（甲3、4〔3頁〕、乙1、20の1・2）。

イ 原告は、異議決定を経た後の上記各更正処分（本件各処分）を不服として、同年7月11日、国税不服審判所長に対し、審査請求をした。同所長は、平成21年7月7日付けで審査請求をいずれも棄却するとの裁決をした（甲4）。

(6) 本件訴えにおける被告の推計方法

被告がした原告の収入金額の推計方法の概要は次のとおりである。

被告は、A処理場については平成13年1月から平成19年10月までの期間、B処理場については平成12年3月から平成15年3月までの期間における残土処理業に係る所得金額

を推計した。その方法は、別紙3及び11の測量図の測量図番号ごとに、下記ア、イのとおり求めた残土埋立容量に千葉県県土整備部技術管理課作成の「積算基準」を参照した土量変化率（0.75）を除して搬入時の残土量（体積）を算出し、これに関東地方整備局企画部が監修した「土木工事数量算出要領（案）」を参照した単位体積重量（1立方メートル当たり1.8トン）を乗じて残土重量に換算し、当該残土重量をトラック積載重量（10トン）で除し、これに残土処分料単価（トラック1台当たり5000円）を乗じた金額を上記期間を通じた合計収入金額とする。

これを上記期間に係る稼働月数で除して1月当たりの平均収入金額を算出した上、本件各係争年分における月数を乗じることで、本件各係争年分の残土処理に係る各収入金額と推計した。

ア A処理場の残土埋立容量

（ア）面積

平成19年10月の実地測量の測量図（別紙3）と平成13年1月及び平成18年1月撮影の航空写真（乙34、35）を比較し、平成13年1月以後において埋め立てられたものと認められる土地の面積を三斜法（対象地を複数の三角形に区分の上、各三角形の底辺及び高さを計測して面積を算出し、その三角形の面積の総和から対象地の面積を算出する方法）により算出した。

（イ）深さ（容積）

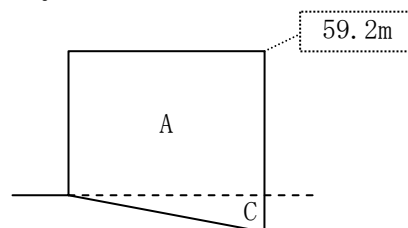
平成6年作成の地形図（乙36別添7・以下「A地形図」という。）と平成18年1月撮影の航空写真（乙35）を比較し、平成19年10月の実測時の標高（以下、この項で「実測標高」という。）により以下のようにグループを分け、別紙3の測量図番号ごとに深さを算出した。

a グループ1（実測標高59.2メートル・ほぼ平坦、測量図番号1ないし26）

実測標高59.2メートルとA地形図上の標高値（ただし、同地形図上傾斜地の場合には最高標高値）との標高差を当該土地（下図A）に埋め立てられた残土の深さとした。

また、A地形図上の傾斜地に埋め立てられた部分（下図C）の残土量を算出するため、A地形図上の最高標高値と最低標高値の標高差に2分の1の割合を乗じ、これにより得た数値を上記の深さ（下図Aの残土の深さ）に加算した。

なお、測量図番号1ないし10の各土地については、平成13年1月撮影の航空写真上既に埋立てが開始されていたものとも認められたことから、その容積から25パーセント相当量を減額した。

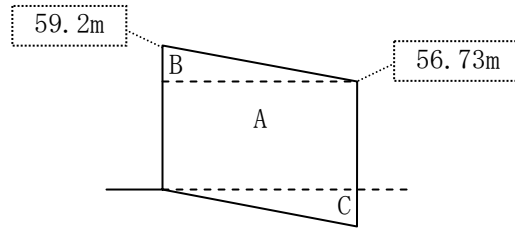


b グループ2（実測標高59.20メートルから56.73メートルにかけてやや傾斜した埋立地、測量図番号27ないし38）

実測標高の傾斜部分の残土（下図B）の深さは、実測した上記の標高差（2.47メートル）に2分の1の割合を乗じた値とし、それ以外の部分（下図A）の深さは、実測標高56.73メートルとA地形図上の標高値（ただし、同地形図上傾斜地であること

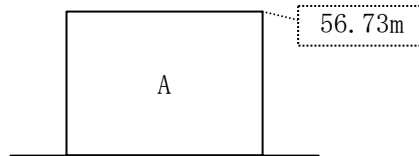
から最高標高値)との標高差をその深さとしてこれらを加算した。

また、A地形図上の傾斜地に埋め立てられた部分(下図C)については、当該傾斜部分に埋め立てられた残土の量を加算する必要があるため、A地形図上の最高標高値と最低標高値の標高差に2分の1の割合を乗じた数値を深さとし、これを上記の深さ(下図Aの残土の深さ)に加算した。



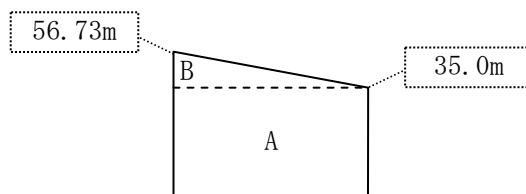
- c グループ3(実測標高56.73メートルのほぼ平坦な埋立地:測量図番号39ないし49)

下図のとおり、実測標高値56.73メートルとA地形図上の標高値との標高差を当該土地に埋め立てられた残土の深さとした。



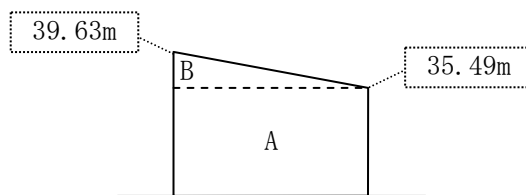
- d グループ4(実測標高56.73メートルから35.00メートルにかけて傾斜した埋立地:測量図番号50ないし58)

実測標高の傾斜部分の残土(下図B)の深さは、実測した標高差(21.73メートル)に2分の1の割合を乗じた値とし、それ以外の部分(下図A)の深さは、実測標高値35.00メートルとA地形図上の各標高値との標高差をその深さとした。



- e グループ5(同標高39.63メートルから同35.49メートルにかけて傾斜した埋立地:測量図番号59ないし62)

上記dと同様に、傾斜部分の残土(下図B)の深さは、実測した標高差(4.14メートル)に2分の1の割合を乗じた値とし、それ以外の部分(下図A)の深さは、実測した標高値35.49メートルとA地形図上の各標高値(33.5メートル)との標高差をその深さとした。



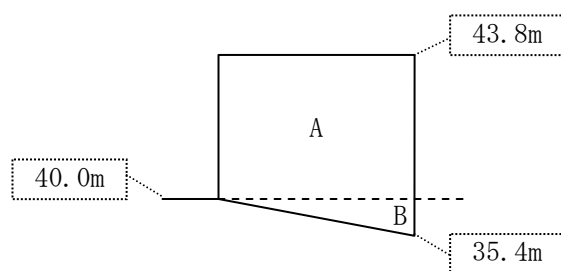
- イ B処理場の残土埋立容量
(ア) 面積

前記のとおり、本件各係争年分中に開場し、かつ、閉場しているため、平成19年10月の測量当時に同処理場に埋め立てられていた残土は本件各係争年中に埋め立てられたものと認めてその土地の面積を三斜法により算出した。

(イ) 深さ

別紙11の測量図番号ごとに、実測による標高値(43.8メートル)と平成6年作成の地形図(乙36別添9・10・以下「B地形図」という。)上に表示された標高値(ただし、測量図番号11の土地については同地形図上の最高標高値)との標高差を算出し、これを当該各土地に埋め立てられた残土の深さとした。

なお、別紙11の測量図番号11の土地については、B地形図上の傾斜地に埋め立てられた残土量(下図B)を加算する必要があるため、同地形図上の最高標高値と最低標高値の標高差(4.6メートル)に2分の1の割合を乗じた数値を深さとし、これを下図Aに対応する部分の深さに加算した。



3 争点及び当事者の主張

(1) 残土処理業の事業所得(所得税、消費税及び地方消費税)について

ア B処理場に係る推計の必要性

(原告の主張)

原告は、B処理場について残土処理料を受領したことはないから、同処理場に搬入された残土と原告の事業所得とは関連性がなく、同処理場に搬入された残土は推計の対象とならない。

(被告の主張)

原告は、B処理場について、調査時に1台当たり5000円の残土処理料を受領していた旨供述していたし、審査請求時及び訴状においても、同処理場における残土処理は有料であることを認める主張をしていたから、原告の主張は失当であり、B処理場に搬入された残土も推計の対象となる。

イ 本件各処理場に係る推計の合理性

(ア) 埋立済み深さ控除が十分か

(原告の主張)

被告の推計は、以下のとおり、埋立済み深さの控除が不十分であり、推計の基礎事実が正確に把握されていない、又は、具体的な推計方法自体の客観性がないから、合理性がない。

a A処理場について

平成13年1月の時点において、別紙6のとおり、①平成6年時(別紙4参照)に存在していた道や草地は残土によって覆い尽くされている上、②埋立てが完了している南側の別紙3測量図番号1ないし10の土地から埋立てが全くなされていない北側の土

地に向かって4段階の段差があり、平成6年時にはかかる段差は存在していなかったから、これらの分は平成13年1月までに埋め立てられた残土量として控除すべきである。また、仮に同測量図番号1ないし10の土地の埋立てが完成していないとしても、平成13年1月以降の埋立量はわずかであるから、被告が埋立済みの土量として25パーセントしか控除していないのは合理性を欠く。

b B処理場について

平成12年1月の時点(甲12・別紙14)において、平成6年時(甲11・別紙13)に存在していた北西部の出入口付近の高低差や広範囲にわたって存在したくぼみが存在しておらず、ほぼ平坦な土地となっているから、その埋立済みの深さを控除すべきである。

(被告の主張)

原告の主張は、控除部分の多寡をいうもので、推計計算の基礎となった地形図や航空写真自体の正確性を指摘するものではないから、具体的な推計方法自体の客観性を争う主張というべきであるところ、原告の主張は以下のとおり失当である。

a A処理場について

①平成13年時において、原告指摘の道や草地在確認できないとしても、平成6年時と平成13年時の航空写真には鮮明度に差がある上、撮影された時期の違いによって草地の生育状況も異なること、残土を搬入せずとも土地を整地した可能性があることからすれば、道や草地在残土によって覆い尽くされたとはいえない。また、②原告の4段階の段差に関する主張は、平成13年1月時点で別紙3測量図番号1ないし10の土地の埋立てが完了していたことを前提とするが、平成18年ないし平成20年時点では、同土地上に存在する陰(段差)の数・位置が相違しているから、平成13年1月時点で同土地の埋立てが完了していたとはいえず、原告の主張は失当である。

仮に原告指摘の段差によって一定程度の残土を控除すべきだとしても、平成13年1月時点で既に埋め立てられていた同測量図番号1ないし10の土地の容量の25パーセント相当を控除することに加え、実際には平成13年1月以降に埋め立てられているものの実測が困難であった部分等については推計の対象から除いているから、原告の主張は推計の合理性を否定するものではない。

b B処理場について

平成12年1月の時点で埋立済みの土地が存在するとの原告の主張は、同処理場を平成12年3月に開場したという原告の主張に整合しない上、原告の主張は段差を示す影を根拠にしていると解されるところ、原告指摘の航空写真は太陽の位置という撮影条件を異にするから、原告の主張するように平成12年1月時点で同処理場は平坦になっているということとはできない。また、推計計算において対象から除いた埋立部分があることも考慮すれば、推計の合理性は認められる。

(イ) 土量変化率が相当か

(原告の主張)

本件各処理場に埋められた残土は、締固め後の土ではなく、残土自体の重量により自然に締め固まった程度の地山の土又は掘削すべき土に該当するから、土量変化率としては、地山の土量を1とし、これを砂質土(普通土)のほぐした土量の地山の土量に対する変化

率1.20で割り戻した0.83を採用すべきである。

(被告の主張)

本件各処理場の残土は、常時油圧ショベルでならされている上、残土を積載した10トントラックの行き来が繰り返されており、これらによって一定程度の圧が常時加えられていたというべきであるから、限りなく締固め後の状態に近い。したがって、土量変化率は、砂質土に係る締固め後の土量の地山の土量に対する所定の変化率0.9を、ほぐした土量の地山の土量に対する所定の変化率1.20で割り戻して算出される割合である0.75を採用するのが相当である。

(ウ) 原告が無償で搬入を許した残土や無断で搬入された残土が控除されていないこと

(原告の主張)

原告は、A処理場を埋め立てて宅地として売却する目的で土地を購入するなど、残土処理業によって収益を上げる意図はなかったから、無償で残土の搬入を許していたし(甲18の1ないし11。なお、A処理場の平成12年分ないし平成18年分の無償搬入量は7万7659トンである。)、原告に無断で残土が搬入されることもあった。したがって、被告は、これらの残土量分を控除すべきであった。

(被告の主張)

原告がA処理場を宅地として売却する予定であったとする主張を裏付ける証拠はない上、本件各処理場に残土を搬入した業者が差し入れた無償証明書は原告の働きかけによって作成された疑いがあり、原告は無断で搬入されたとする残土量について具体的に主張していないことなどからすれば、原告の主張は失当である。

ウ A処理場における平成17年分及び同18年分の残土処理業の所得金額に係る実額反証の適否

(ア) 実額反証の範囲及びその程度の適否

(原告の主張)

本件における実額反証は、原告の主張する収入が全ての収入であることを主張立証すれば足りる。また、仮に原告の主張する経費が存在し、その経費に事業関連性が認められること、同経費が収入又は課税期間と対応することの主張立証が必要であったとしても、原告の主張の経費が存在し、その経費に事業関連性が認められ、同収入又は上記各年分の期間と対応することが明らかであるから、実額反証は成立する。

(被告の主張)

実額反証に当たっては、①原告の主張する収入及び経費が存在し、その経費に事業関連性が認められること、②同収入金額が全ての取引先から発生した全ての収入金額であること、③同経費が同収入と対応するものであり、直接費用については個別的な対応の事実、間接費用については期間対応の事実があることについて、合理的な疑いを容れない程度に証明されなければならない。

(イ) 原告の妻が作成していたメモによる立証が実額反証における残土処理業収入金額の立証といえるか

(原告の主張)

原告は、搬入業者から残土処理料を現金で受領し、これを毎日妻の丙に渡していたところ、丙は、その都度、継続的にメモ(甲5・以下「本件メモ」という。)に記載していた

から、本件メモの正確性は帳簿類と同様の信用性があり、実額反証たりうる。

(被告の主張)

本件メモは、日付や数額等が羅列されたにすぎず、会計帳簿、請求書、領収証等の原始記録による裏付けもないことなどからすれば、残土処理業に係る全ての収入金額が記載されたものとは認められず、その主張する収入金額が全ての取引先から発生した全ての収入金額であることについて合理的な疑いを容れない程度に証明するものではないから、実額反証は認められない。

(2) 雑所得

ア 戊に対する各貸金債権はいずれも原告に帰属しているか

(原告の主張)

原告は、乙に対し、戊に対する100万円及び200万円の各貸金債権を、乙に対する事業資金の借入債務の返済として譲渡した。また、原告は、乙が戊に対して500万円を貸し付けたことを仲介したにすぎない。したがって、上記各貸金債権は原告ではなく乙に帰属しているから、当該債権に関し原告の収益に計上されるべき利息及び遅延損害金はない。

(被告の主張)

原告が、乙から借用した金銭などを原資として戊に対する各貸付けを行うとともに、乙からの借入れを返済し、かつ、原告自身の金銭貸付けが周囲に明らかになることを避けるために、原告の妻、丁、乙の協力の下、原告から乙への債権の譲渡及び乙の戊に対する貸付けという外形を作出したものであり、戊に対する上記各貸金債権はいずれも原告に帰属する。

イ Cに対する貸金債権につき平成14年ころから貸倒損失と評価すべきか

(原告の主張)

債務者の資産状況や支払能力の調査は納税者にとって困難な場合が多いから、所得税基本通達51-12の回収不能には、社会通念に照らして債権の回収が困難である場合も含まれると解される所、C(以下「C」という。)は平成11年4月に行方不明となり、平成14年にCの夫を被告として貸金返還請求訴訟を提起したが棄却された。原告の有する二番抵当権に余剰価値はなく、連帯保証人のめぼしい財産も把握していなかったから、遅くとも平成14年ころにはCに対する債権の回収が事実上不可能になっているので、貸倒損失とすべきである。

したがって、平成14年分の遅延損害金180万円は回収不能となっているので、所得税法64条1項により雑所得の金額の計算上なかったものとみなされ、所得税法51条4項及び所得税基本通達51-12により元金600万円は平成14年分の雑所得の必要経費に算入されるべきである。

(被告の主張)

所得税法51条2項、4項、同法64条1項の適用に当たっては、貸倒れ若しくは収入金額の全部又は一部の回収ができないこととなった具体的な事実やその金額等が客観的かつ合理的に明らかにされる必要があると解するのが相当であり、その法令解釈である所得税基本通達51-12を適用するに当たっては、その債務者の資産状況、支払能力等からみてその全額が回収できないことが明らかか否かによって判断することになる。本件では、原告とCとの間の債権債務関係が法律上消滅したと認められる事情はないし、貸倒れ若しくは収入金額の全部又は一部の回収ができないこととなった具体的な事実やその金額等が客観的か

つ合理的に明らかになっていると認められる事情はないから、原告のCに対する債権は貸倒損失とは認められない。

第3 当裁判所の判断

1 残土処理業の事業所得（所得税、消費税及び地方消費税）について

(1) B処理場に係る推計の必要性

原告は、B処理場について残土処理料を受領したことはないから、同処理場について推計の対象とならないと主張する。

そこで検討するに、証拠（甲4〔4ないし9頁〕、乙30・問5）によれば、原告は、税務調査の時点において、本件各処理場以外の処理場については無償であったが、B処理場についてはトラック1台当たり5000円を受領していた旨供述したこと、審査請求の時点においても、同処理場における代金の受領を争っていないことが認められる。これらの事情からすれば、税務調査の時点において、原告が自己の課税にとって不利に勘違いをしたり虚偽供述をしたりしたものとは考えられず、原告の上記供述は十分に信用できる。

これに対し、原告は、①A処理場の料金はトラックの大きさによって料金が3段階となっているのに、B処理場では1台当たり5000円と非常に簡単な答述となっており不自然であること、被告の反面調査においてB処理場を利用したとの答えがないこと（乙33、39ないし44）を指摘して上記供述の信用性を争っている。しかし、A処理場の料金にかかる上記原告の指摘を裏付ける的確な証拠はない上、B処理場の料金が一律であるとしてもその金額等からして不合理なものとはいえないし、反面調査においてB処理場を利用した裏付けが得られなかったとしても、被告において取引先業者を把握できなかったにすぎない可能性もあるから、原告の上記供述と矛盾するものではなく、原告指摘の事情は原告の上記供述の信用性を左右するものとはいえない。

また、原告は、②残土処理料の徴収等は原告しか行っていなかったから、A処理場と同時に開場しながら、B処理場について残土処理料を受領することは客観的に不可能と主張するが、証拠（乙43）によれば、原告は番頭を使用していたと認められるし、後日、原告に対して支払うことも十分に考えられるから、本件各処理場を並行的に開場しつつ代金を受領することが不可能とはいえない。

したがって、信用できる原告の上記供述によれば、B処理場についても残土処理料を受領していたと認められ、前記前提事実にも照らしても推計の必要性は明らかであるから、原告の主張は採用できない。

(2) 本件各処理場に係る推計の合理性

ア(ア) 推計課税は、実額による所得を把握できない場合に当該事案において得られた限られた間接的資料により実額に近似する所得を推測する算出方法であり、その性質上、絶対的な合理性を要求することはできない。そうであるとすれば、推計の合理性は、推計方法が一般的にみて合理的であり、真実の所得金額と合致する蓋然性があると認められれば足りるというべきである。そして、このような一応の合理性が認められる推計方法が他に存在し、その方法による方が所得金額が低くなるとしても、他の推計方法による方が実額により近似することが証明されない限り、被告の推計方法の合理性を肯定しうるといえるべきである。

これを被告の推計方法についてみると、被告は、A処理場については平成13年1月以

降に埋め立てられた残土量を、B処理場については平成12年以降の開場であることから同年以降の残土量を推測しているところ、その推測に当たっては、前記前提事実のとおり、実測による三斜法という標準的な方法によって期間内に埋め立てられたとみられる面積を算出した上、平成6年作成の地形図と平成19年の実測による標高値を比較して埋め立てられた深さを算出し、A処理場については平成13年1月時点で既に埋め立てられていたとみられる部分を差し引くことによって、残土埋立容量を算定しており、実地測量その他の客観的な資料によって推計の基礎事実たる面積・深さ等の正確性は担保されているといえる。また、推計方法も本件事案に適切かつ客観的なものといえるから、被告の推計計算は合理的とみることができる。

(イ) これに対し、原告は、以下に検討するとおり、航空写真を比較すると推計の対象期間以前に残土を搬入したことによって形成された段差が認められ、この埋立済みの深さを控除していないなどと主張して、被告の推計計算の合理性を争っている。

しかし、原告は、推計の対象期間以前に搬入した残土量について具体的な主張立証をしていないことに照らせば、本件各処理場に原告指摘の段差があり、それが他から残土を搬入したことにより形成されたとしても、その量は不明といわざるを得ず、同搬入残土量を実際に算出しえないことはもちろん、当該段差を推定計算において具体的に考慮することも困難というべきであり、推計計算の合理性を左右するものとはいえない。

以上に加え、次のとおり、被告は、本件各処理場の残土量の推計に当たり、推計の対象としうる相当量の残土を測量対象から除外していることを踏まえれば、原告指摘の段差の存在を踏まえても、推計の一応の合理性を否定するものではないというべきである。

すなわち、被告は、A処理場については、平成13年1月時点において、別紙3の測量図番号1ないし10の南東部分（番号1ないし10の土地の50パーセント）には、平成5年12月から平成19年の実測までの間のおよそ半分の残土が搬入されたとして、容量の25パーセントを減算しており、残土が搬入されていたとしても平成19年10月時点での測量が困難であった部分、すなわち、外側のり面に残土が流出している部分（別紙10のB）、土留めのために周辺部に盛土をしていた部分（同別紙のC・乙74〔別添6〕）、その他平成13年1月以降に残土が搬入されたと認められる部分（同別紙のE、F）について測量対象から除外しており、証拠（乙74〔別添6〕等）によれば、これらの測量対象から除外した残土量は相当な量に上るといえる。また、B処理場については、別紙12の黒枠の外側の部分について、推計の対象から除外している。

(ウ) このように、原告の主張内容に加え、被告が推計の対象としうる相当量の残土を測量対象から除外していることからすると、埋立済み深さの控除に多少の誤差があつたとしても、ただちに推計計算の合理性が否定されるものではないというべきである。以上によれば、原告の同主張は既に理由がないといえるが、念のため、その当否について以下検討する。

イ 埋立済み深さ控除が十分か

(ア) 原告は、A処理場について、①平成6年3月16日撮影の航空写真（甲8、別紙4・以下この項で「平成6年写真」という。）と平成13年1月撮影の航空写真（乙34、別紙6・以下この項で「平成13年写真」という。）を比較し、平成6年写真で処理場内に確認される道及び草地が平成13年写真においては確認できないこと、②平成6年写真、

平成12年1月撮影の航空写真（甲9、別紙5・以下この項で「平成12年写真」という。）及び平成13年写真を比較し、単なる草地の生育の程度等を超えて、上記道の東側（別紙3・測量図番号13ないし16〈ただし13及び14は東側半分〉、39ないし44）が階段状に盛り上がり形状が変化しており、かかる埋立済み部分の深さを控除すべきと主張する。

しかし、証拠（甲8、乙34）によれば、平成6年写真及び平成13年写真の鮮明度には差がある上、草地の生育状況は季節によって異なるから、春撮影の平成6年写真において確認できる草地が冬撮影の平成13年写真で確認できないことも不自然ではない。

また、平成6年写真、平成12年写真及び平成13年写真を上記道の東側について比較すると、平成6年写真（別紙4）では平坦な状況であったのが、平成12年写真（別紙5）で盛り上がったように見え、平成13年写真（別紙6）ではこれが削られて段差が形成されたようにも見える。しかし、航空写真の場合は太陽の位置によって影の出方が異なり、地形を適確に判断することは困難である。加えて、上記によって土地の形状が改変された可能性はあるとしても、残土を搬入することではなく、その準備として土地を整地（掘削して盛土する）したことによって、平成13年写真で原告指摘の道等が確認できなくなるなどした可能性も否定できない。

そうすると、原告指摘の道等が平成13年写真において確認できないなどといって、これらが残土によって覆われたとか、その残土量を断定することはできないから、原告の主張は被告の推計計算の合理性を左右するものではない。

(イ) 原告は、A処理場について、平成13年1月時点で既に埋立てが完了していた別紙3の測量図番号1ないし10に該当する土地から北に向かって埋め立てが全くされていない土地に至るまで4段階の高低差ができており、その埋立済みの分の深さを控除すべきと主張する。

そこで検討するに、原告は、同測量図番号1ないし10の埋立てが完成していたと主張する理由として、平成13年写真（別紙6）、平成18年1月12日撮影の航空写真（甲13、別紙7）、平成19年2月2日（甲14、別紙8）及び平成20年1月4日撮影の航空写真（甲15、別紙9、10）を比較し、同測量図番号1ないし10に該当する土地の形状にほとんど変化がないことを指摘する。しかし、平成13年写真（別紙6）と平成18年以降の航空写真（別紙7ないし10）を比較すると、平成13年写真には同測量図番号1ないし10の部分内に2段の段差があったのに、時が進むにつれて、平成18年写真ではこれらに加えてその先の段差までが全くなり、平成19年、平成20年写真と進むにつれて、同部分の西側にある樹木もなくなり、その東西の土地まで拡幅しつつ平坦な土地になっていっており、これは平成13年以降も同測量図番号1ないし10の部分に残土が埋め立てられたことを裏付けるものである。そうすると、原告が主張するように、平成13年1月時点で埋め立てがほぼ完了していたとはいえず、主張は前提を誤っているというべきである。

また、前記のとおり、整地等の土地の改変によって4段階の段差ができた可能性も否定できない。

以上からすれば、原告主張の4段階の段差があるからといって、被告の推計計算の合理性は否定されないというべきであり、原告の主張は失当である。

(ウ) 原告は、B処理場について、平成6年3月16日撮影の写真（甲11、別紙13・以下、この項で「平成6年写真」という。）と平成12年1月4日撮影の写真（甲12・別紙14・以下、この項で「平成12年写真」という。）を比較し、平成6年写真によれば同処分場の北西部の出入口付近の土地に段差があり、地形図の表示のとおり広範囲にわたり大きくくぼんでいたが、平成12年写真ではくぼみが全くなく、平成12年1月時点における標高地42メートルまでを埋立済み部分の深さとして控除すべきであると主張する。

しかし、原告は、平成12年3月から本件処理場を開場したと供述しており（乙30・問4）、平成12年写真までに残土が埋め立てられたとする原告の主張とは整合していない。また、樹木の影の長さに着目すると、平成6年写真と平成12年写真とでは撮影条件を異にすることがわかるから、両写真を比較することで埋立済みか否かを断定することは困難である。さらに、同処理場の北西部の出入口付近の土地に標高差をうかがわせる影が写っていないとしても、段差がなくなったにすぎず、なお傾斜地であった可能性を否定するものではないから、推計の一応の合理性を否定するほどの大きな変化とはいえない。また、平成6年写真から平成12年写真で地形の変化があるとしても、平成12年写真には通路様にT字型に地形が変化しており、その付近にユンボが写っていること（甲12）に照らせば、残土を搬入しやすいように整地したことによって地形が変化した可能性も否定できない。

以上からすれば、原告の主張は、推計の一応の合理性を左右するものということとはできない。

ウ 土量変化率が相当か

証拠（甲17、22〔3頁〕、乙33、37、39、41、43、69、70、71）によれば、締固めとは転圧などによって土の密度を増加させることをいうこと、地山とは切り取られた土砂や土取場等から搬入された盛土土砂ではなく、自然のままの状態にある地盤をいうこと、千葉県県土整備部技術管理課作成「積算基準」においては「地山の土量」を掘削すべき土量、「ほぐした土量」を運搬すべき土量、「締固め後の土量」をできあがりの盛土量と区別していることが認められる。そして、原告は本件各処理場において残土処理を行うことにより利益を得ていたところ、できる限り多くの残土を処理できるよう搬入された残土に加圧して締め固めていたことは容易に推認できるし、上記証拠によれば、本件各処理場では、ローラーによる転圧等が加えられていないとしても、常時油圧ショベル等で残土が整地されている上、残土を積載した10トントラックの行き来が繰り返されていることが認められ、これらによって一定程度の圧力が常時加えられていたというべきであるから、締固め後の状態と同視することができ、原告が主張するように残土の重量によって自然に締め固まった「地山の土」又は「掘削すべき土」に当たるとみることはできない。

そして、証拠（乙37）によれば、砂質土（普通土）の変化率に関し、「（締固め後の土量）／（地山の土量）＝0.9」、「（ほぐした土量）／（地山の土量）＝1.20」とされていることが認められ、締固め後の土量をほぐした土量に換算するためには、 $0.75 (= 0.9 \div 1.20)$ の変化率を用いればよいこととなる。原告の主張は採用できない。

エ 原告が無償で搬入を許した残土や無断で搬入された残土が控除されていないこと

原告は、A処理場を埋め立てて宅地として売却する意図で購入しており、早期に埋立てが

完了するように無償搬入を許していた上、業者が無断で残土を搬入することも放置していたから、これらの残土量を控除すべきと主張する。

そこで検討するに、一般的には無償で残土の搬入を許していたとは考えにくいし、原告が同処理場を宅地として売却する予定であったことを裏付ける証拠はない上、原告は同処理場において残土処理を業として行っていたのであるから、無断で搬入された残土があるとしてもその量はわずかであると考えられる。本件各処理場に残土を処分した業者から無償取引を認める書面（甲18の1ないし11）が原告に差し入れられているが、原告は、各業者に対し、無償であると回答するように依頼するなどしており（乙43、44）、上記書面は「無償取引」、「無償で捨てました」などと不動文字で記載され、その書式も共通していることからすると、原告の働きかけに応じて、各業者が無償取引を認める書類を差し入れたとの疑いが非常に強い。これらが作成されたのが審査請求後の時点であること、帳簿等に記録していたとは考えがたい無償取引を平成12年まで遡って正確に記載できるのか疑問であり、取引数量（台数）にも端数がなく不自然であることからしても、その信用性は乏しい。そして、そのほかに無断で残土が搬入されたこと及びその量を裏付ける的確な証拠はない。

そうすると、原告の主張を認めるに足りる証拠はないから、失当である。

(3) A処理場における平成17年分及び同18年分の残土処理業の所得金額に係る実額反証の適否

ア 原告は、原告の妻が作成していた本件メモ（甲5）によって、実額反証における残土処理業収入金額の立証といえると主張する。

イ そこで検討するに、原告が直接資料によって実額反証に成功したといえるためには、単に収入又は経費の実額の一部又は全部を主張・立証するだけでは足りず、収入及び経費の実額をすべて主張・立証することが必要であると解される。なぜなら、納税者は課税庁よりも証拠提出が容易である上、調査に協力せずに推計課税を余儀なくさせた納税者に安易に実額反証を認めると調査に協力した誠実な納税者との間で均衡を失うからである。

これを本件メモについてみると、本件メモは日付と金額等が羅列されたもので、その形態自体会計帳簿のような信用性を有するものではない上、請求書、領収証等の原始記録による裏付けもなく、掛け売上げ（月締分）と現金売上げ（日常分）の比率が半分半分くらいとする原告供述（乙30）とも本件メモの集計結果（甲6）は整合していない。本件メモの作成目的は、残土処理業の収入金額が増加したことを契機として原告の妻が手控えのために記載したというものにすぎないから（甲21参照）、記載漏れが疑われるというべきである。原告は本件メモに記載漏れはなく、例えば、Dから平成18年5月8日から同月20日の間に徴収した残土代合計25万2000円（甲5〔9ないし10枚目〕、乙32の1ないし8）についても、領収証の日付に該当するメモ記載の金額が領収証の金額を上回っているから記載漏れはないと主張するが、本件メモには業者ごとに徴収した金額が記入されていないため、記載漏れがないのかを確認できない。

このように、本件メモは信用性に乏しく、原告の主張する実額収入に限ってみても、収入のすべてが合理的疑いを容れない程度に主張・立証されたものとはいえないから、原告の実額反証は採用できない。

2 雑所得

(1) 戊に対する各貸金債権はいずれも原告に帰属しているか

ア 認定事実

(ア) 100万円及び200万円の貸金債権

- ① 原告は、戊に対し、平成16年3月31日に弁済期を定めずに100万円を、同年4月6日に弁済期を定めずに200万円を、いずれも利息年15パーセント、損害金年21.9パーセントと合意してそれぞれを貸し付けた（甲4〔27頁〕、乙46）。
- ② 原告は、同月7日、上記各貸金債権を担保するため、戊及びE所有名義の宅地建物に抵当権の設定を受けた（乙46、49の1ないし7）。
- ③ 乙は、同年11月26日、原告から、債権譲渡を原因として、上記②の抵当権の移転登記を受けた。なお、原告から戊に対し、債権譲渡の通知はなかった（甲4〔27頁〕、乙46、49の1ないし4）。

(イ) 500万円の貸金債権

- ① 乙は、平成16年5月19日、原告名義の口座に500万円を振り込み、原告は、戊に対し、乙から振込みを受けた500万円を交付した。乙は、同月20日、戊及びEの所有名義の宅地建物について、乙の戊に対する500万円の債権を担保するための抵当権の設定を受けた（乙46、47の2、48、49の1ないし7、50）。
- ② 戊の代理人丙及び乙が立ち合い、平成17年1月19日、乙が戊に対して、平成16年5月19日に500万円を弁済期平成17年2月19日として貸し付けたこと、利息15パーセントを平成16年5月19日から付すこと、損害金を年21.9パーセントの割合とすること、本契約に違反するなどすれば当然に期限の利益を失うこと、戊は上記金銭債務の履行をしないときは直ちに強制執行に服する旨の金銭消費貸借契約公正証書（以下「本件公正証書」という。）が作成された（乙50）。

(ウ) 上記債権の催告状況等

- ① 原告は、上記(ア)③の債権譲渡後も、上記(ア)、(イ)の貸金債権（以下「本件各貸金債権」という。）について履行を催告しており、乙が戊に対して本件各債権の履行の催告を行うことはなかった（甲4〔27、28頁〕）。
- ② 本件公正証書を債務名義として、戊に対し、動産に対する強制執行が申し立てられ、平成17年3月3日、執行手続が行われた（甲4〔26、27頁〕）。
- ③ 千葉地方裁判所八日市場支部は、同年5月18日、上記(ア)②の抵当権に基づく担保不動産競売開始決定をし、その配当として、乙名義の口座に1147万2930円が振り込まれた。なお、同手続において提出された債権計算書は、乙の字ではなかった（甲4〔28頁〕、乙55、56）。
- ④ 原告は、本件公正証書及び差押調書謄本を自宅金庫内において保管していた（甲4〔26、27頁〕、乙52）。

イ 100万円及び200万円の貸金債権の帰属について

前記認定事実のとおり、原告は、戊に対し、100万円及び200万円を貸し付けているところ、原告は、これらの貸金債権を乙に対して譲渡したと主張しており、同債権の債権譲渡を原因とする抵当権移転登記がされていること、原告は債権譲渡によって乙に対する借入金を返済した旨供述していること、乙の妻である丁は乙が債権譲渡を受けたと供述していること（乙51、58）が認められる。

しかし、原告は、債権譲渡の理由について、自己が債権者のままで競売にかけると自己が

貸金で利益を受けることが露見するからと供述しており（乙51）、その供述内容は債権譲渡が実際にはなされていなかったことを窺わせる。また、丁が原告の妻の姉であることや、丁が、上記貸金債権の利息については何も知らず、実際の貸付けはすべて原告が行ったことなので、利息は原告の収入である旨供述していること（乙58）は、同様に債権譲渡が実際にはなされていなかったことを裏付けている。

そして、借主である戊は、上記貸金を原告から借り入れたが、これを返済できなかったことから、自宅を競売で売却して原告に元金及び損害金を返済した旨供述し（乙45）、貸主とされている乙は、金銭管理を全て妻丁に任せており、戊に対する貸付けを知らない旨供述しており（乙57）、真実の貸主は原告であることに沿う供述をしている。

これに加え、原告から乙に対する債権譲渡契約書が作成・保管されていないこと（弁論の全趣旨）、原告は、戊に対して債権譲渡通知をしておらず、かつ、債権譲渡後においても、戊に対して履行を催促していたこと、上記貸金債権の執行手続に提出された債権計算書は乙の字ではないこと、執行手続による配当は乙の口座に振り込まれているものの、原告は乙から多額の事業資金を借り入れており（乙48、50、57、58）、その債務消滅による利益を得るから、振込先口座が乙名義であることは本件債権が原告に帰属することには矛盾しないことに照らせば、原告主張の債権譲渡が実際にされたと認めるには足りないというべきである。そうすると、上記貸金債権の債権者は原告である。

これに対し、原告は、不動産登記簿上で債権譲渡の存在が明らかであり、かつ、乙とは義理の兄弟であって、地方においては契約書等を作成しない場合も多く、債権譲渡契約書の作成を省略したと主張するが、原告は、甥との間でも公正証書を作成していること（乙53）などに照らせば、原告の主張は上記認定を左右するものではない。

ウ 500万円の貸金債権の帰属について

確かに、本件公正証書においては、乙が戊に対して貸し付けたものとされており、原告及び妻である丙は、乙が戊に貸し付けるのを仲介したものである旨供述している（甲21等）。

しかし、当該貸金債権についても、借主である戊は原告から借りたと供述しており（乙45）、かかる供述は、前記認定事実のとおり、上記貸付けの原資500万円が一旦原告の口座に入り、戊は原告からその交付を受けていることに整合している。他方、本件公正証書上貸主とされている乙は上記貸金債権を知らない旨供述しており（乙57）、妻丁は、平成16年5月19日に原告の口座に500万円を振り込んだのは原告に対して貸し付けたものであり（甲4〔28頁〕）、原告に言われるままに書類を作成し、実際の貸付けは全て原告が行ったことを供述しており（乙58）、このことは原告の妻である丙が上記公正証書を作成した際に戊の代理人となっていることに整合している。また、原告は、自身の貸金が露見しないようにするため親族名義で公式の書類を作成していることを認めており（乙50）、前記認定事実のとおり、本件公正証書や上記公正証書に基づく差押調書謄本を保管し、実際の回収作業も原告が行っていることからすると、単に乙からこれらを預かっていたものとは考えがたく、上記貸金債権の弁済金は乙が受領したものの、それは、原告が戊に対して有する債権の弁済金をもって乙への弁済に充てたと理解することができることからすると、500万円の上記貸金債権は原告が戊に対して貸し付けたと認められ、同債権は原告に帰属しているというべきである。

これに対し、原告は、乙は公正証書の作成や戊に対する動産執行に立ち会うなどしながら

これを記憶していないなど不合理な供述をしており、これは自己に所得税が課税されないようにするとの動機でされた虚偽の供述である旨主張するが、乙は、原告らに指示されるがままに、自らがなしたのではない貸付けについて実体のない虚偽の内容の本件公正証書の作成に立ち合ったり、動産執行に立ち合ったにすぎない可能性があるから（甲4〔28頁〕）、これらの内容について明確な記憶がないとしてもただちに不合理とはいえない。他方、上記貸金債権の真実の貸主が原告であるという供述部分については、上記事情によって信用性が裏付けられており、原告の主張は上記結論を左右するものではない。

(2) Cに対する貸金債権につき平成14年ころから貸倒損失と評価すべきか

ア 認定事実

(ア) 原告は、平成9年12月27日、Cに対し、600万円を貸し付けた。

(イ) 原告は、平成11年6月3日、Cとの間で、Cが上記貸金債務600万円を負担していることを承認すること、元金弁済期限を平成11年8月26日とし、平成11年4月27日から利息年15パーセントを付すること、損害金の割合を年30パーセントとすること、本契約に違反するなどした場合には当然に期限の利益を失うことを内容とし、F（以下「F」という。）との間で、当該Cの債務につきFを連帯保証人とする連帯保証契約を締結することを内容とする債務弁済契約公正証書を作成した（乙60）。

(ウ) 原告は、同年9月16日、上記(イ)の貸金債権を含む合計740万円の債権を担保するため、Fが共有持分権を有する居宅について第2順位の抵当権の設定を受けた。なお、同居宅については、J金融公庫を抵当権者とする債権額1360万円についての第1順位の抵当権が設定されている（乙61、62）。

イ 判断

原告は、Cに対する貸金債権は、平成14年ころには事実上回収不能となっていたから、同年分の貸倒損失とすべきであると主張する。

そこで検討すると、雑所得に係る損失の金額は必要経費に算入されるが（所得税法51条4項）、貸倒損失として必要経費に計上できるのは、原則として債権が法律上消滅した場合又はその債務者の資産状況、支払能力等からみて貸付金等の金額が回収できないことが明らかになったときなど法律上債権は存在するがその回収が事実上不可能である場合のいずれかに該当することが必要であるというべきであり、後者の場合に当たるというためには、前者の場合との均衡、課税所得金額計算の明確性の要請等からすれば、社会通念に照らして債権の回収が困難となった程度では足りず、債務者の倒産、失踪等の事情が生じ、貸付金の回収の見込みがないことが客観的に確実に became ことを要するというべきである（なお、所得税法基本通達51-12も貸金等につき、その債務者の資産状況、支払能力等からみてその全額が回収できないことが「明らかになった場合」に貸倒れとすることを定めている）。

本件についてみると、まず、原告のCに対する債権を法律上消滅させる事由は生じたことを認めるに足りる証拠はない。次に、貸付金の回収の見込みがないことが客観的に確実に became といえるかについてみるに、原告は、第1順位の抵当権が存在するものの、上記貸金債権を担保するために連帯保証人であるFの居宅に第2順位の抵当権の設定を受けており、未だこれを実行していない。原告は、自己の抵当権が第2順位であって同居宅も建築から期間を経過しており余剰価値はないと主張するが、抵当権を実行してみない限り回収見込みがないとはいいがたいというべきである（なお、所得税法基本通達51-12においても、「貸

金等について担保物があるときは、その担保物を処分した後でなければ貸倒れとすることはできない。」と定めている。)。また、原告は、連帯保証契約を締結しながら連帯保証人に対して請求しておらず、連帯保証人が平成17年に上記居宅の底地を購入していること(乙73)を考慮すれば、連帯保証人には資産的に余裕があったとも考えられ、同人に対して請求することによる回収見込みがあることを否定することは困難である。

原告は、Cの元夫であるIが債務者であるとして同人に対して上記貸金債権の弁済を求めた訴訟で棄却判決がなされたこと(甲19)を指摘するが、同判決はIに対して上記貸金債権を行使することができないというにとどまり、Cに対する請求とは関係がないから、上記貸金債権の回収見込みの判断に影響を及ぼすものではない。

以上を考慮すれば、たとえ原告が主張するように、Cが平成11年の弁済を最後に失踪した(乙65の3)としても、抵当権を実行し又は資力的に余裕のあるとみられる連帯保証人に対して請求することによって、回収の見込みはあるといえるから、貸倒れとは評価することはできず、原告の主張は採用できない。

3 小括

これまで述べたところ及び弁論の全趣旨によれば、原告の残土処理業に係る所得金額は別紙15「原告の残土処理業に係る所得金額の計算」のとおりであり、原告の本件各係争年分の所得税の納付すべき税額並びに本件各課税期間における納付すべき消費税及び地方消費税は、別紙16「本件各処分の根拠及び適法性」のとおりであって、本件各処分はそれよりも下回っているから、本件各処分はいずれも適法であるというべきである。

第4 結論

以上の次第であるから、主文のとおり判決する。

千葉地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官 多見谷 寿郎

裁判官 小川 暁

裁判官 原 啓晋

(別紙1)

所得税についての確定申告・更正処分等・異議決定の内容

(単位：円)

年分	項目	確定申告	更正処分等	異議決定
平成12年分	年 月 日	期限内	平成20年1月23日	平成20年6月12日
	総所得金額	9,811,745	69,796,622	棄却
	納付すべき税額	857,200	22,334,900	
	過少申告加算税の額		20,000	18,000
	重加算税の額		7,444,500	
平成13年分	年 月 日	期限内	平成20年1月23日	平成20年6月12日
	総所得金額	6,425,694	68,904,388	棄却
	納付すべき税額	343,000	22,122,800	
	過少申告加算税の額		13,000	12,000
	重加算税の額		7,574,000	
平成14年分	年 月 日	期限内	平成20年1月23日	平成20年6月12日
	総所得金額	3,603,769	68,099,041	棄却
	納付すべき税額	△14,100	21,863,400	
	重加算税の額		7,644,000	
平成15年分	年 月 日	期限内	平成20年1月23日	平成20年6月12日
	総所得金額	2,867,377	50,307,763	棄却
	納付すべき税額	△106,900	14,655,500	
	過少申告加算税の額		5,000	
	重加算税の額		5,145,000	
平成16年分	年 月 日	期限内	平成20年1月23日	平成20年6月12日
	総所得金額	2,414,253	46,536,282	44,849,398
	納付すべき税額	6,000	14,036,800	13,412,600
	重加算税の額		4,910,500	4,690,000
平成17年分	年 月 日	期限内	平成20年1月23日	平成20年6月12日
	総所得金額	5,124,030	49,124,469	棄却
	納付すべき税額	277,200	14,927,700	
	重加算税の額		5,127,500	
平成18年分	年 月 日	期限内	平成20年1月23日	平成20年6月12日
	総所得金額	2,611,647	40,277,659	棄却
	納付すべき税額	139,000	11,893,000	
	過少申告加算税の額		8,000	7,000
	重加算税の額		4,081,000	

(別紙2)

消費税等についての確定申告・更正処分等・異議決定の内容

(単位：円)

課税期間	項目	確定申告	更正処分等	異議決定
平成12年 課税期間	年 月 日	期限内	平成20年1月23日	平成20年6月12日
	課税標準額	41,026,000	99,492,000	棄却
	仕入税額控除の額	1,046,731	2,216,681	
	納付すべき税額 (消費税地方消費税合計)	381,700	1,842,500	
	重加算税の額		511,000	
平成13年 課税期間	年 月 日	期限内	平成20年1月23日	平成20年6月12日
	課税標準額	39,442,000	94,328,000	94,328,000
	仕入税額控除の額	1,019,982	2,116,720	2,117,706
	納付すべき税額 (消費税地方消費税合計)	325,700	1,699,200	1,697,900
	重加算税の額		479,500	
平成14年 課税期間	年 月 日	期限内	平成20年1月23日	平成20年6月12日
	課税標準額	35,069,000	89,955,000	89,955,000
	仕入税額控除の額	981,932	2,018,590	2,020,268
	納付すべき税額 (消費税地方消費税合計)	177,700	1,626,200	1,624,000
	重加算税の額		504,000	
平成15年 課税期間	年 月 日	期限内	平成20年1月23日	平成20年6月12日
	課税標準額	38,986,000	75,698,000	棄却
	仕入税額控除の額	1,091,608	1,762,264	
	納付すべき税額 (消費税地方消費税合計)	584,700	1,582,000	
	重加算税の額		346,500	
平成16年 課税期間	年 月 日	期限内	平成20年1月23日	平成20年6月12日
	課税標準額	34,495,000	70,864,000	棄却
	仕入税額控除の額	965,860	1,644,044	
	納付すべき税額 (消費税地方消費税合計)	517,300	1,488,100	
	重加算税の額		339,500	
平成17年 課税期間	年 月 日	期限内	平成20年1月23日	平成20年6月12日
	課税標準額	36,637,000	74,911,000	73,721,000
	仕入税額控除の額	1,025,836	790,286	790,472
	納付すべき税額 (消費税地方消費税合計)	549,500	2,757,600	2,697,800
	過少申告加算税の額		29,000	22,000
平成18年 課税期間	年 月 日	期限内	平成20年1月23日	平成20年6月12日
	課税標準額	34,091,000	63,507,000	棄却
	仕入税額控除の額	954,548	894,204	
	納付すべき税額 (消費税地方消費税合計)	511,200	2,057,500	
	過少申告加算税の額		7,000	
重加算税の額		514,500		

別紙3～14、別表1-1～1-4及び別表2-1～2-3 省略

(別紙15)

原告の残土処理業に係る所得金額の計算

(ア) 本件各処理場に埋め立てられた残土に係る処分料収入

- a A処理場 (別表1-1「合計収入金額」欄) 2億1520万7463円
- b B処理場 (別表1-2「⑩収入金額」の合計欄) 7877万0619円

上記各金額は、本件各測量図 (別紙3及び同11) の測量図番号ごとに求めた残土埋立て容量 (別表1-1・2の各⑤体積) に変化率 (0.75) を乗じた上、これに土の単位体積重量 (1.8トン) を乗じた後、これをトラック積載重量 (10トン) で除し、残土処分料単価 (5000円) を乗じた金額の合計額である。

(イ) 原告の本件各係争年分の残土処理業に係る収入金額

- a 平成12年分 5357万0466円

上記金額は、次の(a)の金額に(b)の金額を加算した金額である。

- (a) A処理場の収入金額 3228万1116円

上記金額は、上記(ア) aにより算出したA処理場の残土収入2億1520万7463円を、その計算期間である80 (月:平成13年1月から同19年10月までの間の82月のうち、稼動していなかった平成19年8月及び9月の2月を除いた月数) で除して1月当たりの収入金額 (269万0093円) を算出し、これに12 (月:1ヵ年分) を乗じて算出した金額である。

なお、原告はA処理場を本件各係争年分を通じて残土処理場としていたため、本件各係争年分ごとのA処理場に係る残土収入は、それぞれ上記の金額となる。

- (b) B処理場の収入金額 2128万9350円

上記金額は、上記(ア) bにより算出したB処理場の残土収入7877万0619円を、同処理場の開場期間である37 (月:平成12年3月から同15年3月までの間の月数) で除して1月当たりの収入金額 (212万8935円) を算出し、これに平成12年分におけるB処理場の開場期間の10 (月) を乗じて算出した金額である。

- b 平成13年分及び同14年分 各5782万8336円

上記金額は、次の(a)の金額に(b)の金額を加算した金額である。

- (a) A処理場の収入金額 3228万1116円

上記金額は、上記 a (a)により算出した金額である。

- (b) B処理場の収入金額 2554万7220円

上記金額は、上記 a (b)により算出したB処理場の1月当たりの残土収入212万8935円に、平成13年分及び平成14年分におけるB処理場の各開場期間12 (月) を乗じた金額である。

- c 平成15年分 3866万7921円

上記各金額は、次の(a)の金額に(b)の金額を加算した金額である。

- (a) A処理場の収入金額 3228万1116円

上記金額は、上記 a (a)により算出した金額である。

- (b) B処理場の収入金額 638万6805円

上記金額は、上記 a (b)により算出したB処理場の1月当たりの残土収入212万8935円に、平成15年分におけるB処理場の開場期間3 (月) を乗じた金額である。

d 平成16年分ないし同18年分

各3228万1116円

上記金額は、上記a(a)により算出したA処理場に係る各年分ごとの収入金額である。

(別紙16)

本件各更正処分の根拠及び適法性

1 所得税に係る各更正処分の根拠

なお、以下において、「△」は、損失の金額又は還付金の額に相当する金額を表す。

(1) 平成12年分

ア 総所得金額 7810万3328円

上記金額は、次の(ア)ないし(オ)の各金額の合計額である。

(ア) 事業所得の金額 4832万7163円

上記金額は、次のaの金額にbの金額を加算した金額から、次のcの金額を減算した金額である。

a 確定申告額 △55万4045円

上記金額は、原告が平成12年分の所得税の確定申告書に記載した灯油、プロパンガスの小売業（以下「プロパンガス小売業」という。）に係る事業所得の金額である。

b 事業所得に加算される金額 5357万0466円

原告は、銚子市●●ほかの土地に建設残土等を搬入・処分させ、その搬入業者から処分料を受領する事業（以下「残土処理業」という。）を行っていた。

上記金額は、上記aの確定申告額に加算すべき原告の残土処理業に係る収入金額であり、推計によって算出した金額である。

c 事業所得から減算される金額 468万9258円

上記金額は、上記aの確定申告額から減算すべき原告の残土処理業に係る必要経費の額の合計額であり、次の(a)ないし(c)の各金額の合計額である。

(a) 租税公課の金額 38万0998円

上記金額は、原告が残土処理業に供した土地に係る固定資産税等の金額である。

(b) 減価償却費の金額 403万1460円

上記金額は、原告が残土処理業に供した油圧ショベルに係る減価償却費の金額である。

(c) 燃料費の金額 27万6800円

上記金額は、原告が残土処理業に供した油圧ショベルに係る燃料費の金額である。

(イ) 不動産所得の金額 699万8122円

上記金額は、次のaの金額にbの金額を加算した金額である。

a 確定申告額 614万8122円

上記金額は、原告が平成12年分の所得税の確定申告書に記載した不動産所得の金額である。

b 不動産所得に加算される金額 85万円

上記金額は、上記aの確定申告額に加算すべき金額であり、次の(a)及び(b)の各金額の合計額である。

(a) 訴外Gに係る不動産収入の金額 30万円

上記金額は、原告が訴外G（以下「G」という。）に残土処理場の一部敷地を賃貸したことによる収入金額である。

(b) 青色申告特別控除額 55万円

上記金額は、原告が上記aの確定申告額の計算上控除した租税特別措置法（以下「措置

法」という。) 25条の2第3項1号(ただし、平成16年法律第14号による改正前のもの。以下、平成16年分まで同じ。)所定の青色申告特別控除の額であるが、原告が平成12年分以降の年分の青色申告の承認取消処分を受けたことにより、同項の規定は適用されないため、同金額を上記aの確定申告額に加算する。

(ウ) 給与所得の金額 426万円

上記金額は、原告が平成12年分の所得税の確定申告書に記載した給与所得の金額と同額である。

(エ) 雑所得の金額 1255万9775円

原告は、複数の者に金銭を貸し付け、その利息等を収受する業務を行っていた。上記金額は、原告の金銭貸付業務に係る雑所得の金額であり、その金額の計算上収入金額とすべき金額及びその内訳は、別表2-1ないし3の「平成12年分」欄に記載のとおりである。

なお、上記雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額はない。

(オ) 譲渡所得(短期)の金額 595万8268円

上記金額は、次のaの金額にbの金額を加算した金額から、cの金額を減算した金額である。

a 確定申告額 △4万2332円

上記金額は、原告が平成12年分の所得税の確定申告書に車両運搬具の除却損として記載した譲渡所得の金額である。

b 譲渡所得に加算される金額 1167万5000円

上記金額は、上記aの確定申告額に加算すべき金額であり、次の(a)及び(b)の各金額の合計額である。

(a) 原告が平成12年2月29日にK株式会社に対して譲渡した油圧ショベルの譲渡金額 367万5000円

(b) 原告が平成12年3月22日に有限会社Lに対して譲渡した油圧ショベルの譲渡金額 800万円

c 譲渡所得から減算される金額 567万4400円

上記金額は、上記aの確定申告額から減算すべき金額であり、次の(a)ないし(c)の各金額の合計額である。

(a) 上記b(a)の油圧ショベルに係る取得費 18万3750円

(b) 上記b(b)の油圧ショベルに係る取得費 499万0650円

(c) 特別控除額 50万円

上記金額は、所得税法33条3項及び4項所定の譲渡所得の特別控除額である。

イ 所得控除の額の合計額 132万1010円

上記金額は、原告が平成12年分の所得税の確定申告書に記載した所得から差し引かれる金額の合計額と同額である。

ウ 課税総所得金額 7678万2000円

上記金額は、上記アの総所得金額7810万3328円から上記イの所得控除の額の合計額132万1010円を控除した後の金額(ただし、通則法118条1項の規定により千円未満の端数を切り捨てた後のもの。以下同じ。)である。

エ 申告納税額(納付すべき税額) 2540万8500円

上記金額は、次の(ア)の金額から(イ)及び(ウ)の各金額を差し引いた後の金額(ただし、通則

法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。以下同じ。)である。

(ア) 課税総所得金額に対する税額 2591万9300円

上記金額は、上記ウの課税総所得金額に所得税法89条1項(ただし、平成18年法律第10号による改正前のもの。以下同じ。)及び経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(ただし、平成18年法律第10号による改正(廃止)前のもの。以下同じ。以下「負担軽減措置法」という。)4条所定の税率を適用して算出した金額である。

(イ) 定率減税額 25万円

上記金額は、負担軽減措置法6条2項(ただし、平成17年法律第21号による改正前のもの。以下、平成17年分まで同じ。)に規定する金額である。

(ウ) 源泉徴収税額 26万0800円

上記金額は、原告が平成12年分の所得税の確定申告書に記載した源泉徴収税額と同額である。

(2) 平成13年分

ア 総所得金額 7260万4341円

上記金額は、次の(ア)ないし(エ)の各金額の合計額である。

(ア) 事業所得の金額 5295万3740円

上記金額は、次のaの金額にbの金額を加算した金額から、次のcの金額を減算した金額である。

a 確定申告額 △40万8085円

上記金額は、原告が平成13年分の所得税の確定申告書に記載したプロパンガス小売業に係る事業所得の金額である。

b 事業所得に加算される金額 5782万8336円

上記金額は、上記aの確定申告額に加算すべき原告の残土処理業に係る収入金額であり、推計によって算出した金額である。

c 事業所得から減算される金額 446万6511円

上記金額は、上記aの確定申告額から減算すべき原告の残土処理業に係る必要経費の額の合計額であり、次の(a)ないし(d)の各金額の合計額である。

(a) 租税公課の金額 38万6069円

上記金額は、原告が残土処理業に供した土地に係る固定資産税等の金額である。

(b) 修繕費の金額 11万9162円

上記金額は、原告が残土処理業に供した油圧ショベルに係る修繕費の金額である。

(c) 減価償却費の金額 372万2760円

上記金額は、原告が残土処理業に供した油圧ショベルに係る減価償却費の金額である。

(d) 燃料費の金額 23万8520円

上記金額は、原告が残土処理業に供した油圧ショベルに係る燃料費の金額である。

(イ) 不動産所得の金額 342万3779円

上記金額は、次のaの金額にbの金額を加算した金額である。

a 確定申告額 257万3779円

上記金額は、原告が平成13年分の所得税の確定申告書に記載した不動産所得の金額であ

る。

b 不動産所得に加算される金額 85万円

上記金額は、上記 a の確定申告額に加算すべき金額であり、次の(a)及び(b)の各金額の合計額である。

(a) Gに係る不動産収入の金額 30万円

上記金額は、原告がGに残土処理場の一部敷地を賃貸したことによる収入金額である。

(b) 青色申告特別控除額 55万円

上記金額は、原告が上記 a の確定申告額の計算上控除した措置法25条の2第3項1号所定の青色申告特別控除の額であるが、原告が平成12年分以降の年分の青色申告の承認取消処分を受けたことにより、同項の規定は適用されないため、同金額を上記 a の確定申告額に加算する。

(ウ) 給与所得の金額 426万円

上記金額は、原告が平成13年分の所得税の確定申告書に記載した給与所得の金額と同額である。

(エ) 雑所得の金額 1196万6822円

上記金額は、原告の金銭貸付業務に係る雑所得の金額であり、その金額の計算上収入金額とすべき金額及びその内訳は、別表2-1ないし3「平成13年分」欄に記載のとおりである。

なお、上記雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額はない。

イ 所得控除の額の合計額 100万3000円

上記金額は、原告が平成13年分の所得税の確定申告書に記載した所得から差し引かれる金額の合計額と同額である。

ウ 課税総所得金額 7160万1000円

上記金額は、上記アの総所得金額7260万4341円から上記イの所得控除の額の合計額100万3000円を控除した後の金額である。

エ 申告納税額（納付すべき税額） 2349万1800円

上記金額は、次の(ア)の金額から(イ)及び(ウ)の各金額を差し引いた後の金額である。

(ア) 課税総所得金額に対する税額 2400万2300円

上記金額は、上記ウの課税総所得金額に所得税法89条1項及び負担軽減措置法4条所定の税率を適用して算出した金額である。

(イ) 定率減税額 25万円

上記金額は、負担軽減措置法6条2項に規定する金額である。

(ウ) 源泉徴収税額 26万0500円

上記金額は、原告が平成13年分の所得税の確定申告書に記載した源泉徴収税額と同額である。

(3) 平成14年分

ア 総所得金額 6962万6317円

上記金額は、次の(ア)ないし(エ)の各金額の合計額である。

(ア) 事業所得の金額 5434万1981円

上記金額は、次の a の金額に b の金額を加算した金額から、次の c の金額を減算した金額である。

- a 確定申告額 0円
 上記金額は、原告が平成14年分の所得税の確定申告書に記載したプロパンガス小売業に係る事業所得の金額である。
- b 事業所得に加算される金額 5788万2659円
 上記金額は、上記aの確定申告額に加算すべき金額であり、次の(a)及び(b)の各金額の合計額である。
- (a) 残土処理業に係る収入金額 5782万8336円
 上記金額は、原告の残土処理業に係る収入金額であり、推計によって算出した金額である。
- (b) 青色申告特別控除額 5万4323円
 上記金額は、原告が上記aの確定申告額の計算上控除した措置法25条の2第3項2号所定の青色申告特別控除の額であるが、原告が平成12年分以降の年分の青色申告の承認取消処分を受けたことにより、同項の規定は適用されないため、同金額を上記aの確定申告額に加算する。
- c 事業所得から減算される金額 354万0678円
 上記金額は、上記aの確定申告額から減算すべき原告の残土処理業に係る必要経費の額の合計額であり、次の(a)ないし(d)の各金額の合計額である。
- (a) 租税公課の金額 38万8583円
 上記金額は、原告が残土処理業に供した土地に係る固定資産税等の金額である。
- (b) 修繕費の金額 6万3000円
 上記金額は、原告が残土処理業に供した油圧ショベルに係る修繕費の金額である。
- (c) 減価償却費の金額 297万3270円
 上記金額は、原告が残土処理業に供した油圧ショベルに係る減価償却費の金額である。
- (d) 燃料費の金額 11万5825円
 上記金額は、原告が残土処理業に供した油圧ショベルに係る燃料費の金額である。
- (イ) 不動産所得の金額 12万3769円
 上記金額は、次のaの金額にbの金額を加算した金額である。
- a 確定申告額 △17万6231円
 上記金額は、原告が平成14年分の所得税の確定申告書に記載した不動産所得の金額である。
- b 不動産所得に加算される金額 30万円
 上記金額は、上記aの確定申告額に加算すべき金額であり、原告がGに残土処理場の一部敷地を賃貸したことによる収入金額である。
- (ウ) 給与所得の金額 378万円
 上記金額は、原告が平成14年分の所得税の確定申告書に記載した給与所得の金額と同額である。
- (エ) 雑所得の金額 1138万0567円
 上記金額は、原告の金銭貸付業務に係る雑所得の金額であり、その金額の計算上収入金額とすべき金額及びその内訳は、別表2-1ないし3「平成14年分」欄に記載のとおりである。
 なお、上記雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額はない。

- イ 所得控除の額の合計額 100万3000円
 上記金額は、原告が平成14年分の所得税の確定申告書に記載した所得から差し引かれる金額の合計額と同額である。
- ウ 課税総所得金額 6862万3000円
 上記金額は、上記アの総所得金額6962万6317円から上記イの所得控除の額の合計額100万3000円を控除した後の金額である。
- エ 申告納税額（納付すべき税額） 2242万8400円
 上記金額は、次の(ア)の金額から(イ)及び(ウ)の各金額を差し引いた後の金額である。
- (ア) 課税総所得金額に対する税額 2290万0500円
 上記金額は、上記ウの課税総所得金額に所得税法89条1項及び負担軽減措置法4条所定の税率を適用して算出した金額である。
- (イ) 定率減税額 25万円
 上記金額は、負担軽減措置法6条2項に規定する金額である。
- (ウ) 源泉徴収税額 22万2100円
 上記金額は、原告が平成14年分の所得税の確定申告書に記載した源泉徴収税額と同額である。
- (4) 平成15年分
- ア 総所得金額 5113万9269円
 上記金額は、次の(ア)ないし(エ)の各金額の合計額である。
- (ア) 事業所得の金額 3514万5707円
 上記金額は、次のaの金額にbの金額を加算した金額から、次のcの金額を減算した金額である。
- a 確定申告額 △85万3699円
 上記金額は、原告が平成15年分の所得税の確定申告書に記載したプロパンガス小売業に係る事業所得の金額である。
- b 事業所得に加算される金額 3866万7921円
 上記金額は、上記aの確定申告額に加算すべき原告の残土処理業に係る収入金額であり、推計によって算出した金額である。
- c 事業所得から減算される金額 266万8515円
 上記金額は、上記aの確定申告額から減算すべき原告の残土処理業に係る必要経費の額の合計額であり、次の(a)ないし(d)の各金額の合計額である。
- (a) 租税公課の金額 38万1994円
 上記金額は、原告が残土処理業に供した土地に係る固定資産税等の金額である。
- (b) 修繕費の金額 22万6000円
 上記金額は、原告が残土処理業に供した油圧ショベルに係る修繕費の金額である。
- (c) 減価償却費の金額 179万5500円
 上記金額は、原告が残土処理業に供した油圧ショベルに係る減価償却費の金額である。
- (d) 燃料費の金額 26万5021円
 上記金額は、原告が残土処理業に供した油圧ショベルに係る燃料費の金額である。
- (イ) 不動産所得の金額 223万1076円

上記金額は、次の a の金額に b の金額を加算した金額である。

a 確定申告額 138万1076円

上記金額は、原告が平成15年分の所得税の確定申告書に記載した不動産所得の金額である。

b 不動産所得に加算される金額 85万円

上記金額は、上記 a の確定申告額に加算すべき金額であり、次の(a)及び(b)の各金額の合計額である。

(a) Gに係る不動産収入の金額 30万円

上記金額は、原告がGに残土処理場の一部敷地を賃貸したことによる収入金額である。

(b) 青色申告特別控除額 55万円

上記金額は、原告が上記 a の確定申告額の計算上控除した措置法25条の2第3項1号所定の青色申告特別控除の額であるが、原告が平成12年分以降の年分の青色申告の承認取消処分を受けたことにより、同項の規定は適用されないため、同金額を上記 a の確定申告額に加算する。

(ウ) 給与所得の金額 234万円

上記金額は、原告が平成15年分の所得税の確定申告書に記載した給与所得の金額と同額である。

(エ) 雑所得の金額 1142万2486円

上記金額は、原告の金銭貸付業務に係る雑所得の金額であり、その金額の計算上収入金額とすべき金額及びその内訳は、別表2-1ないし3「平成15年分」欄に記載のとおりである。
なお、上記雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額はない。

イ 所得控除の額の合計額 300万3000円

上記金額は、原告が平成15年分の所得税の確定申告書に記載した所得から差し引かれる金額の合計額と同額である。

ウ 課税総所得金額 4813万6000円

上記金額は、上記アの総所得金額5113万9269円から上記イの所得控除の額の合計額300万3000円を控除した後の金額である。

エ 申告納税額（納付すべき税額） 1496万3400円

上記金額は、次の(ア)の金額から(イ)及び(ウ)の各金額を差し引いた後の金額である。

(ア) 課税総所得金額に対する税額 1532万0300円

上記金額は、上記ウの課税総所得金額に所得税法89条1項及び負担軽減措置法4条所定の税率を適用して算出した金額である。

(イ) 定率減税額 25万円

上記金額は、負担軽減措置法6条2項に規定する金額である。

(ウ) 源泉徴収税額 10万6900円

上記金額は、原告が平成15年分の所得税の確定申告書に記載した源泉徴収税額と同額である。

(5) 平成16年分

ア 総所得金額 4559万2667円

上記金額は、次の(ア)ないし(オ)の各金額の合計額である。

- (ア) 事業所得の金額 2777万5585円
 上記金額は、次の a の金額に b の金額を加算した金額から、次の c の金額を減算した金額である。
- a 確定申告額 7万4253円
 上記金額は、原告が平成16年分の所得税の確定申告書に記載したプロパンガス小売業に係る事業所得の金額である。
- b 事業所得に加算される金額 3331万7214円
 上記金額は、上記 a の確定申告額に加算すべき金額であり、次の(a)ないし(c)の各金額の合計額である。
- (a) 残土処理業に係る収入金額 3228万1116円
 上記金額は、原告の残土処理業に係る収入金額であり、推計によって算出した金額である。
- (b) 収入金額の過少計上額 100万円
 上記金額は、原告が、その営むプロパンガス小売業に関し、平成16年5月19日の戊に対する売上収入450万円を誤って350万円と計上したことにより生じた差額相当額部分の金額であり、上記 a の確定申告額に加算する。
- (c) 青色申告特別控除額 3万6098円
 上記金額は、原告が上記 a の確定申告額の計算上控除した措置法25条の2第3項2号所定の青色申告特別控除の額であるが、原告が平成12年分以降の年分の青色申告の承認取消処分を受けたことにより、同項の規定は適用されないため、同金額を上記 a の確定申告額に加算する。
- c 事業所得から減算される金額 561万5882円
 上記金額は、上記 a の確定申告額から減算すべき金額であり、次の(a)ないし(e)の各金額の合計額である。
- (a) 仕入金額の過少計上額 240万円
 上記金額は、原告が、プロパンガス小売業に係る仕入金額を利益調整の目的で過少に計上していた部分に相当する金額であり、上記 a の確定申告額から減算する。
- (b) 租税公課の金額 38万0474円
 上記金額は、原告が残土処理業に供した土地に係る固定資産税等の金額である。
- (c) 修繕費の金額 71万0675円
 上記金額は、原告が残土処理業に供した油圧ショベルに係る修繕費の金額である。
- (d) 減価償却費の金額 179万5500円
 上記金額は、原告が残土処理業に供した油圧ショベルに係る減価償却費の金額である。
- (e) 燃料費の金額 32万9233円
 上記金額は、原告が残土処理業に供した油圧ショベルに係る燃料費の金額である。
- (イ) 不動産所得の金額 81万3902円
 上記金額は、次の a の金額に b の金額を加算した金額である。
- a 確定申告額 0円
 上記金額は、原告が平成16年分の所得税の確定申告書に記載した不動産所得の金額である。

- b 不動産所得に加算される金額 81万3902円
 上記金額は、上記aの確定申告額に加算すべき金額であり、次の(a)及び(b)の各金額の合計額である。
- (a) Gに係る不動産収入の金額 30万円
 上記金額は、原告がGに残土処理場の一部敷地を賃貸したことによる収入金額である。
- (b) 青色申告特別控除額 51万3902円
 上記金額は、原告が上記aの確定申告額の計算上控除した措置法25条の2第3項2号、同条4項所定の青色申告特別控除の額であるが、原告が平成12年分以降の年分の青色申告の承認取消処分を受けたことにより、同各項の規定は適用されないため、同金額を上記aの確定申告額に加算する。
- (ウ) 給与所得の金額 234万円
 上記金額は、原告が平成16年分の所得税の確定申告書に記載した給与所得の金額と同額である。
- (エ) 雑所得の金額 1229万4430円
 上記金額は、原告の金銭貸付業務に係る雑所得の金額であり、その金額の計算上収入金額とすべき金額及びその内訳は、別表2-1ないし3「平成16年分」欄に記載のとおりである。
 なお、上記雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額はない。
- (オ) 譲渡所得（短期）の金額 236万8750円
 上記金額は、次のaの金額からbの金額を控除した金額である。
- a 収入金額 619万5000円
 上記金額は、次の(a)及び(b)の各金額の合計額である。
- (a) 原告が平成16年3月8日にH株式会社に対して譲渡した油圧ショベルの譲渡金額 567万円
- (b) 原告が平成16年3月23日にH株式会社に対して譲渡した油圧ショベルの譲渡金額 52万5000円
- b 譲渡収入から控除される取得費等の額 382万6250円
 上記金額は、次の(a)ないし(c)の各金額の合計額である。
- (a) 上記a(a)の油圧ショベルに係る取得費 330万円
- (b) 上記a(b)の油圧ショベルに係る取得費 2万6250円
- (c) 特別控除額 50万円
 上記金額は、所得税法33条3項及び4項所定の譲渡所得の特別控除額である。
- イ 所得控除の額の合計額 101万5100円
 上記金額は、次の(ア)の金額から(イ)の金額を控除した後の金額である。
- (ア) 確定申告額 151万5100円
 上記金額は、原告が平成16年分の所得税の確定申告書に記載した所得から差し引かれる金額の合計額である。
- (イ) 老年者控除の額 50万円
 上記金額は、原告が上記(ア)の確定申告額の計算上算入した所得税法80条各項（ただし、平成16年法律第14号による改正により廃止される前のもの。）所定の老年者控除の額であるが、原告の平成16年分の合計所得金額は1000万円を超えるため、同法2条1項30号

の規定（ただし、平成16年法律第14号による改正前のもの。）により、同法80条各項の規定は適用されない。よって同金額を上記(ア)の確定申告額から減算する。

ウ 課税総所得金額 4457万7000円

上記金額は、上記アの総所得金額4559万2667円から上記イの所得控除の額の合計額101万5100円を控除した後の金額である。

エ 申告納税額（納付すべき税額） 1368万7500円

上記金額は、次の(ア)の金額から(イ)及び(ウ)の各金額を差し引いた後の金額である。

(ア) 課税総所得金額に対する税額 1400万3400円

上記金額は、上記ウの課税総所得金額に所得税法89条1項及び負担軽減措置法4条所定の税率を適用して算出した金額である。

(イ) 定率減税額 25万円

上記金額は、負担軽減措置法6条2項に規定する金額である。

(ウ) 源泉徴収税額 6万5900円

上記金額は、原告が平成16年分の所得税の確定申告書に記載した源泉徴収税額と同額である。

(6) 平成17年分

ア 総所得金額 5331万2278円

上記金額は、次の(ア)ないし(オ)の各金額の合計額である。

(ア) 事業所得の金額 2909万8838円

上記金額は、次のaの金額にbの金額を加算した金額から、次のcの金額を減算した金額である。

a 確定申告額 13万0672円

上記金額は、原告が平成17年分の所得税の確定申告書に記載したプロパンガス小売業に係る事業所得の金額である。

b 事業所得に加算される金額 3228万1116円

上記金額は、上記aの確定申告額に加算すべき原告の残土処理業に係る収入金額であり、推計によって算定した金額である。

c 事業所得から減算される金額 331万2950円

上記金額は、上記aの確定申告額から減算すべき金額であり、次の(a)ないし(f)の各金額の合計額である。

(a) 収入金額の過大計上額 150万円

上記金額は、原告が、プロパンガス小売業に係る収入金額を利益調整の目的で過大に計上していた部分に相当する金額であり、上記aの確定申告額から減算する。

(b) 仕入金額の過少計上額 50万円

上記金額は、原告が、プロパンガス小売業に係る仕入金額を利益調整の目的で過少に計上していた部分に相当する金額であり、上記aの確定申告額から減算する。

(c) 租税公課の金額 41万3135円

上記金額は、原告が残土処理業に供した土地に係る固定資産税等の金額である。

(d) 修繕費の金額 10万6250円

上記金額は、原告が残土処理業に供した油圧ショベルに係る修繕費の金額である。

- (e) 減価償却費の金額 64万8375円
上記金額は、原告が残土処理業に供した油圧ショベルに係る減価償却費の金額である。
- (f) 燃料費の金額 14万5190円
上記金額は、原告が残土処理業に供した油圧ショベルに係る燃料費の金額である。
- (イ) 不動産所得の金額 360万3358円
上記金額は、次のaの金額にbの金額を加算した金額である。
- a 確定申告額 265万3358円
上記金額は、原告が平成17年分の所得税の確定申告書に記載した不動産所得の金額である。
- b 不動産所得に加算される金額 95万円
上記金額は、上記aの確定申告額に加算すべき金額であり、次の(a)及び(b)の各金額の合計額である。
- (a) Gに係る収入金額 30万円
上記金額は、原告がGに残土処理場の一部敷地を賃貸したことによる収入金額である。
- (b) 青色申告特別控除額 65万円
上記金額は、原告が上記aの確定申告額の計算上控除した措置法25条の2第3項2号所定の青色申告特別控除の額であるが、原告が平成12年分以降の年分の青色申告の承認取消処分を受けたことにより、同項の規定は適用されないため、同金額を上記aの確定申告額に加算する。
- (ウ) 給与所得の金額 234万円
上記金額は、原告が平成17年分の所得税の確定申告書に記載した給与所得の金額と同額である。
- (エ) 雑所得の金額 1356万2757円
上記金額は、原告の金銭貸付業務に係る雑所得の金額であり、その金額の計算上収入金額とすべき金額及びその内訳は、別表2-1ないし3「平成17年分」欄に記載のとおりである。
なお、上記雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額はない。
- (オ) 譲渡所得の金額 470万7325円
上記金額は、次のa及びbの各金額の合計額である。
- a 譲渡所得（短期）の金額 235万円
上記金額は、次の(a)の金額から(b)及び(c)の各金額を控除した金額である。
- (a) 収入金額 300万円
上記金額は、原告が平成17年11月16日にH株式会社に対して譲渡した油圧ショベル2台の譲渡金額である。
- (b) 上記(a)の譲渡資産に係る取得費等 15万円
上記金額は、上記(a)の油圧ショベル2台に係る取得費の金額である。
- (c) 特別控除額 50万円
上記金額は、所得税法33条3項及び4項所定の譲渡所得の特別控除額である。
- b 譲渡所得（長期）の金額 235万7325円
上記金額は、次の(a)の金額から(b)の金額を控除した金額に、所得税法22条2項2号の規定により、2分の1の割合を乗じて算出した金額である。

- (a) 収入金額 525万円
上記金額は、原告が平成17年3月3日にH株式会社に対して譲渡した油圧ショベルの譲渡金額である。
- (b) 上記(a)の譲渡資産に係る取得費等 53万5350円
上記金額は、上記(a)の油圧ショベルに係る取得費である。
- イ 所得控除の額の合計額 109万2540円
上記金額は、原告が平成17年分の所得税の確定申告書に記載した所得から差し引かれる額の合計額と同額である。
- ウ 課税総所得金額 5221万9000円
上記金額は、上記アの総所得金額5331万2278円から上記イの所得控除の額の合計額109万2540円を控除した後の金額である。
- エ 申告納税額（納付すべき税額） 1647万7300円
上記金額は、次の(ア)の金額から(イ)及び(ウ)の各金額を差し引いた後の金額である。
- (ア) 課税総所得金額に対する税額 1683万1000円
上記金額は、上記ウの課税総所得金額に所得税法89条1項及び負担軽減措置法4条所定の税率を適用して算出した金額である。
- (イ) 定率減税額 25万円
上記金額は、負担軽減措置法6条2項に規定する金額である。
- (ウ) 源泉徴収税額 10万3700円
上記金額は、原告が平成17年分の所得税の確定申告書に記載した源泉徴収税額と同額である。
- (7) 平成18年分
- ア 総所得金額 4499万8834円
上記金額は、次の(ア)ないし(ウ)の各金額の合計額である。
- (ア) 事業所得の金額 3015万4125円
上記金額は、次のaの金額にbの金額を加算した金額から、次のcの金額を減算した金額である。
- a 確定申告額 10万5648円
上記金額は、原告が平成18年分の所得税の確定申告書に記載したプロパンガス小売業に係る事業所得の金額である。
- b 事業所得に加算される金額 3268万1116円
上記金額は、上記aの確定申告額に加算すべき金額であり、次の、(a)及び(b)の各金額の合計額である。
- (a) 残土処理業に係る収入金額 3228万1116円
上記金額は、原告の残土処理業に係る収入金額であり、推計によって算出した金額である。
- (b) 仕入金額の過大計上額 40万円
上記金額は、原告が、プロパンガス小売業に係る仕入金額を利益調整の目的で過大に計上していた部分に相当する金額であり、上記aの確定申告額に加算する。
- c 事業所得から減算される金額 263万2639円

上記金額は、上記 a の確定申告額から減算すべき金額であり、次の(a)ないし(d)の各金額の合計額である。

(a) 収入金額の過大計上額 1 3 0 万 0 0 0 5 円

上記金額は、原告が、プロパンガス小売業に係る収入金額を利益調整の目的で過大に計上していた部分に相当する金額であり、上記 a の確定申告額から減算する。

(b) 租税公課の金額 4 1 万 1 7 3 9 円

上記金額は、原告が残土処理業に供した土地に係る固定資産税等の金額である。

(c) 修繕費の金額 6 万 1 8 3 5 円

上記金額は、原告が残土処理業に供した油圧ショベルに係る修繕費の金額である。

(d) 燃料費の金額 8 5 万 9 0 6 0 円

上記金額は、原告が残土処理業に供した油圧ショベルに係る燃料費の金額である。

(イ) 不動産所得の金額 3 4 5 万 5 9 9 9 円

上記金額は、次の a の金額に b の金額を加算した金額である。

a 確定申告額 2 5 0 万 5 9 9 9 円

上記金額は、原告が平成 1 8 年分の所得税の確定申告書に記載した不動産所得の金額である。

b 不動産所得に加算される金額 9 5 万円

上記金額は、上記 a の確定申告額に加算すべき金額であり、次の(a)及び(b)の各金額の合計額である。

(a) Gに係る不動産収入の金額 3 0 万円

上記金額は、原告がGに残土処理場の一部敷地を賃貸したことによる収入金額である。

(b) 青色申告特別控除額 6 5 万円

上記金額は、原告が上記 a の確定申告額の計算上控除した措置法 2 5 条の 2 第 3 項 2 号所定の青色申告特別控除の額であるが、原告が平成 1 2 年分以降の年分の青色申告の承認取消処分を受けたことにより、同項の規定は適用されないため、同金額を上記 a の確定申告額に加算する。

(ウ) 雑所得の金額 1 1 3 8 万 8 7 1 0 円

上記金額は、原告の金銭貸付業務に係る雑所得の金額であり、その金額の計算上収入金額とすべき金額及びその内訳は、別表 2-1 ないし 3 「平成 1 8 年分」欄に記載のとおりである。

なお、上記雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額はない。

イ 所得控除の額の合計額 1 0 6 万 6 3 4 0 円

上記金額は、原告が平成 1 8 年分の所得税の確定申告書に記載した所得から差し引かれる金額の合計額と同額である。

ウ 課税総所得金額 4 3 9 3 万 2 0 0 0 円

上記金額は、上記アの総所得金額 4 4 9 9 万 8 8 3 4 円から上記イの所得控除の額の合計額 1 0 6 万 6 3 4 0 円を控除した後の金額である。

エ 申告納税額（納付すべき税額） 1 3 6 3 万 9 8 0 0 円

上記金額は、次の(ア)の金額から(イ)の金額を差し引いた後の金額である。

(ア) 課税総所得金額に対する税額 1 3 7 6 万 4 8 0 0 円

上記金額は、上記ウの課税総所得金額に所得税法 8 9 条 1 項及び負担軽減措置法 4 条所定の

税率を適用して算出した金額である。

(イ) 定率減税額 12万5000円

上記金額は、負担軽減措置法6条2項（ただし、平成18年法律第10号による廃止前のもの。）に規定する金額である。

2 消費税等に係る各更正処分の根拠

被告が本訴において主張する原告の本件各係争年分に対応する各課税期間分（以下「本件各課税期間分」という。）の消費税等に係る課税標準額及び納付すべき税額は、次のとおりである。

なお、以下において、原告の平成12年1月1日から同年12月31日までの消費税等の課税期間を「平成12年課税期間分」といい、他の課税期間分についてもこれと同様の表記方法を用いる。

(1) 平成12年課税期間分

ア 消費税

(ア) 課税標準額 1億0316万4000円

上記金額は、次のa及びbの各金額の合計額（ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。以下同じ。）である。

a 確定申告における課税売上高 4102万6059円

上記金額は、原告が平成12年課税期間分の消費税等の確定申告書に記載したプロパンガス小売業等に係る課税売上高である。

b 課税売上高に加算される金額 6213万8539円

上記金額は、上記aの課税売上高に加算すべき金額であり、次の(a)及び(b)の各金額の合計額に105分の100の割合を乗じて算出した金額（消費税法28条1項括弧書きの規定に基づき、当該合計額に含まれる消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた金額。以下同じ。）である。

(a) 残土処理業に係る課税資産の譲渡等の対価の額 5357万0466円

上記金額は、上記1(1)ア(ア)bの金額（残土処理業に係る収入金額）と同額である。

(b) 事業用資産の譲渡に係る課税資産の譲渡等の対価の額 1167万5000円

上記金額は、上記1(1)ア(オ)bの金額（油圧ショベルの譲渡に係る収入金額）と同額である。

(イ) 消費税額 412万6560円

上記金額は、上記(ア)の金額に、消費税法29条所定の税率100分の4の割合を乗じて算出した金額である。

(ウ) 控除対象仕入税額 228万9503円

上記金額は、消費税法37条1項（ただし、平成13年法律第6号による改正前のもの。以下、平成13年課税期間分まで同じ。）所定の中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例（いわゆる簡易課税制度）を適用した控除対象仕入税額であり、次のa及びbの各金額の合計額である。

なお、原告は、上記特例の適用を受けるため、消費税法37条1項所定の届出書を平成元年10月2日に処分行政庁に提出し、本件各課税期間分においても、同特例を適用して消費税等の確定申告をしていた。

a プロパンガス小売業に係る控除対象仕入税額 79万1742円

上記金額は、次の(a)の金額に(b)のみなし仕入率を乗じて算出した金額である。

- (a) プロパンガス小売業の課税売上高に係る消費税額 113万1061円
 上記金額は、原告のプロパンガス小売業に係る課税売上高2827万6535円（原告が平成12年課税期間分の消費税等の確定申告書の付表5に記載したプロパンガス小売業に係る事業区分別の課税売上高（税抜き）の金額と同額である。）に100分の4の割合の消費税率を乗じて算出した金額である。
- (b) みなし仕入率 100分の70
 原告の営むプロパンガス小売業は、消費税法施行令57条5項3号所定の「第3種事業」（同号ト）に該当し、みなし仕入率は同条1項3号所定の100分の70の割合となる（以下同じ）。
- b 不動産貸付業、残土処理業及び事業用資産の譲渡に係る控除対象仕入税額 149万7761円
 上記金額は、次の(a)ないし(c)の各金額の合計額7488万8061円に、100分の4の割合の消費税率を乗じ（299万5522円）、さらに同金額に(d)のみなし仕入率の割合を乗じて算出した金額である。
- (a) 不動産貸付業の課税売上高（税抜き） 1274万9523円
 上記金額は、原告が平成12年課税期間分の消費税等の確定申告書の付表5に記載した不動産貸付業に係る事業区分別の課税売上高（税抜き）の金額と同額である。
- (b) 残土処理業の課税売上高（税抜き） 5101万9491円
 上記金額は、上記(ア) b (a)の金額5357万0466円に105分の100の割合を乗じた金額である。
- (c) 事業用資産の譲渡の課税売上高（税抜き） 1111万9047円
 上記金額は、上記(ア) b (b)の金額1167万5000円に105分の100の割合を乗じた金額である。
- (d) みなし仕入率 100分の50
 原告の営む不動産貸付業、残土処理業及び事業用資産の譲渡は、消費税法施行令57条5項4号所定の「第5種事業」に該当し（不動産貸付業は同号イに、残土処理業及び事業用資産の譲渡は同号ハにそれぞれ該当する。）、みなし仕入率は同条1項4号所定の100分の50の割合となる（以下同じ。）。
 なお、事業用資産（油圧ショベル）の譲渡は、本来、同条5項5号所定の「第4種事業」に該当するところ、原告は、残土処理業に係る帳簿書類等を作成しておらず、当該課税資産の譲渡に関し、第5種事業に係るものであるか第5種事業以外の事業に係るものであるかの区分をしていなかったことから、消費税法施行令57条4項4号の規定に基づき、当該課税資産の譲渡は「第5種事業」に係るものとされる。
- (エ) 差引税額 183万7000円
 上記金額は、上記(イ)の金額から(ウ)の金額を差し引いた金額（ただし、通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数を切り捨てた後のもの。以下同じ。）である。
- (オ) 中間納付税額 28万8900円
 上記金額は、原告が平成12年課税期間分の消費税等の確定申告書に記載した中間納付税額と同額である。
- (カ) 納付税額 154万8100円

上記金額は、上記(エ)の金額から(オ)の金額を控除した金額である。

イ 地方消費税

(ア) 課税標準となる消費税額 183万7000円

上記金額は、地方税法72条の77第2号、72条の82所定の金額であり(以下同じ。)、上記ア(エ)の金額である。

(イ) 譲渡割額納付額 45万9200円

上記金額は、上記(ア)の金額に地方税法72条の83所定の税率100分の25の割合を乗じて算出した金額(ただし、地方税法20条の4の2第3項の規定に基づき100円未満の端数を切り捨てた後のもの。以下同じ。)である。

(ウ) 中間納付譲渡割額 7万2200円

上記金額は、原告が平成12年課税期間分の消費税等の確定申告書に記載した中間納付譲渡割の金額と同額である。

(エ) 納付譲渡割額 38万7000円

上記金額は、上記(イ)の金額から(ウ)の金額を差し引いた金額である。

ウ 消費税等の額 193万5100円

上記金額は、上記ア(カ)及びイ(エ)の各金額の合計額である。

(2) 平成13年課税期間分

ア 消費税

(ア) 課税標準額 9451万7000円

上記金額は、次のa及びbの各金額の合計額である。

a 確定申告における課税売上高 3944万2892円

上記金額は、原告が平成13年課税期間分の消費税等の確定申告書に記載したプロパンガス小売業等に係る課税売上高である。

b 課税売上高に加算される金額 5507万4605円

上記金額は、上記aの課税売上高に加算すべき金額であり、原告の残土処理業に係る課税資産の譲渡等の対価の額5782万8336円(原告の残土処理業に係る上記1(2)ア(ア)bの収入金額と同額である。)に105分の100の割合を乗じて算出した金額である。

(イ) 消費税額 378万0680円

上記金額は、上記(ア)の金額に、消費税法29条所定の税率100分の4の割合を乗じて算出した金額である。

(ウ) 控除対象仕入税額 212万1496円

上記金額は、消費税法37条1項所定の特例を適用した控除対象仕入税額であり、次のaないしcの各金額の合計額である。

a プロパンガス小売業に係る控除対象仕入税額 80万8556円

上記金額は、次の(a)の金額に(b)のみなし仕入率を乗じて算出した金額である。

(a) プロパンガス小売業の課税売上高に係る消費税額 115万5080円

上記金額は、原告のプロパンガス小売業に係る課税売上高2887万7000円(原告が平成13年課税期間分の消費税等の確定申告書の付表5に記載したプロパンガス小売業に係る事業区分別の課税売上高(税抜き)の金額と同額である。)に100分の4の割合の消費税率を乗じて算出した金額である。

- (b) みなし仕入率 100分の70
 上記割合は、原告の営むプロパンガス小売業に係るみなし仕入率である。
- b その他の事業に係る控除対象仕入税額 790円
 上記金額は、原告が平成13年課税期間分の消費税等の確定申告書の付表5に記載した第4種事業（その他）に係る課税売上高3万2971円に100分の4の割合の消費税率を乗じ（1318円）、さらに同金額に第4種事業に係るみなし仕入率100分の60の割合を乗じて算出した金額である。
- c 不動産貸付業及び残土処理業に係る控除対象仕入税額 131万2150円
 上記金額は、次の(a)及び(b)の各金額の合計額6560万7525円に、100分の4の割合の消費税率を乗じ（262万4301円）、さらに同金額に(c)のみなし仕入率の割合を乗じて算出した金額である。
- (a) 不動産貸付業の課税売上高（税抜き） 1053万2920円
 上記金額は、原告が確定申告書の付表5に記載した不動産貸付業に係る事業区分別の課税売上高（税抜き）の金額と同額である。
- (b) 残土処理業の課税売上高（税抜き） 5507万4605円
 上記金額は、上記(ア) bの金額である。
- (c) みなし仕入率 100分の50
 上記割合は、原告の営む不動産貸付業及び残土処理業に係るみなし仕入率である。
- (エ) 差引税額 165万9100円
 上記金額は、上記(イ)の金額から(ウ)の金額を差し引いた金額である。
- (オ) 中間納付税額 29万7100円
 上記金額は、原告が平成13年課税期間分の消費税等の確定申告書に記載した中間納付税額の金額と同額である。
- (カ) 納付税額 136万2000円
 上記金額は、上記(エ)の金額から(オ)の金額を控除した金額である。
- イ 地方消費税
- (ア) 課税標準となる消費税額 165万9100円
 上記金額は、上記ア(エ)の金額である。
- (イ) 譲渡割額納付額 41万4700円
 上記金額は、上記(ア)の金額に地方税法72条の83所定の税率100分の25の割合を乗じて算出した金額である。
- (ウ) 中間納付譲渡割額 7万4200円
 上記金額は、原告が平成13年課税期間分の消費税等の確定申告書に記載した中間納付譲渡割の金額と同額である。
- (エ) 納付譲渡割額 34万0500円
 上記金額は、上記(イ)の金額から上記(ウ)の金額を差し引いた金額である。
- ウ 消費税等の額 170万2500円
 上記金額は、上記ア(カ)及び上記イ(エ)の各金額の合計額である。
- (3) 平成14年課税期間分
- ア 消費税

- (ア) 課税標準額 9014万4000円
 上記金額は、次のa及びbの各金額の合計額である。
- a 確定申告における課税売上高 3506万9717円
 上記金額は、原告が平成14年課税期間分の消費税等の確定申告書に記載したプロパンガス小売業等に係る課税売上高である。
- b 課税売上高に加算される金額 5507万4605円
 上記金額は、上記aの金額に加算すべき金額であり、原告の残土処理業に係る課税資産の譲渡等の対価の額5782万8336円（原告の残土処理業に係る上記1(3)ア(ア)b(a)の収入金額と同額である。）に105分の100の割合を乗じて算出した金額である。
- (イ) 消費税額 360万5760円
 上記金額は、上記(ア)の金額に、消費税法29条所定の税率100分の4の割合を乗じて算出した金額である。
- (ウ) 控除対象仕入税額 202万4054円
 上記金額は、消費税法37条1項（ただし、平成15年法律第5号による改正前のもの。以下、平成16年課税期間分まで同じ。）所定の特例を適用した控除対象仕入税額であり、次のaないしcの各金額の合計額である。
- a プロパンガス小売業に係る控除対象仕入税額 77万3992円
 上記金額は、次の(a)の金額に(b)のみなし仕入率を乗じて算出した金額である。
- (a) プロパンガス小売業の課税売上高に係る消費税額 110万5704円
 上記金額は、原告のプロパンガス小売業に係る課税売上高2764万2610円（原告が平成14年課税期間分の消費税等の確定申告書の付表5に記載したプロパンガス小売業に係る事業区分別の課税売上高（税抜き）の金額と同額である。）に100分の4の割合の消費税率を乗じて算出した金額である。
- (b) みなし仕入率 100分の70
 上記割合は、原告の営むプロパンガス小売業に係るみなし仕入率である。
- b その他の事業に係る控除対象仕入税額 168円
 上記金額は、原告が平成14年課税期間分の消費税等の確定申告書の付表5に記載した第4種事業（その他）に係る課税売上高7000円に100分の4の割合の消費税率を乗じ（280円）、さらに同金額に第4種事業に係るみなし仕入率100分の60の割合を乗じて算出した金額である。
- c 不動産貸付業及び残土処理業に係る控除対象仕入税額 124万9894円
 上記金額は、次の(a)及び(b)の各金額の合計額6249万4711円に、100分の4の割合の消費税率を乗じ（249万9788円）、さらに同金額に(c)のみなし仕入率の割合を乗じて算出した金額である。
- (a) 不動産貸付業の課税売上高（税抜き） 742万0106円
 上記金額は、原告が平成14年課税期間分の消費税等の確定申告書の付表5に記載した不動産貸付業に係る事業区分別の課税売上高（税抜き）の金額である。
- (b) 残土処理業の課税売上高（税抜き） 5507万4605円
 上記金額は、上記(ア)bの金額である。
- (c) みなし仕入率 100分の50

上記割合は、原告の営む不動産貸付業及び残土処理業に係るみなし仕入率である。

(エ) 差引税額 158万1700円

上記金額は、上記(イ)の金額から(ウ)の金額を差し引いた金額である。

(オ) 中間納付税額 27万8700円

上記金額は、原告が平成14年課税期間分の消費税等の確定申告書に記載した中間納付税額の金額と同額である。

(カ) 納付税額 130万3000円

上記金額は、上記(エ)の金額から(オ)の金額を控除した金額である。

イ 地方消費税

(ア) 課税標準となる消費税額 158万1700円

上記金額は、上記ア(エ)の金額である。

(イ) 譲渡割額納付額 39万5400円

上記金額は、上記(ア)の金額に地方税法72条の83所定の税率100分の25の割合を乗じて算出した金額である。

(ウ) 中間納付譲渡割額 6万9600円

上記金額は、原告が平成14年課税期間分の消費税等の確定申告書に記載した中間納付譲渡割の金額と同額である。

(エ) 納付譲渡割額 32万5800円

上記金額は、上記(イ)の金額から(ウ)の金額を差し引いた金額である。

ウ 消費税等の額 162万8800円

上記金額は、上記ア(カ)及びイ(エ)の各金額の合計額である。

(4) 平成15年課税期間分

ア 消費税

(ア) 課税標準額 7581万2000円

上記金額は、次のa及びbの各金額の合計額である。

a 確定申告における課税売上高 3898万6390円

上記金額は、原告が平成15年課税期間分の消費税等の確定申告書に記載したプロパンガス小売業等に係る課税売上高である。

b 課税売上高に加算される金額 3682万6591円

上記金額は、上記aの金額に加算すべき金額であり、原告の残土処理業に係る課税資産の譲渡等の対価の額3866万7921円(上記1(4)ア(ア)bの収入金額と同額である。)に105分の100の割合を乗じて算出した金額である。

(イ) 消費税額 303万2480円

上記金額は、上記(ア)の金額に、消費税法29条所定の税率100分の4の割合を乗じて算出した金額である。

(ウ) 控除対象仕入税額 176万3429円

上記金額は、消費税法37条1項所定の特例を適用した控除対象仕入税額であり、次のa及びbの各金額の合計額である。

a プロパンガス小売業に係る控除対象仕入税額 86万5094円

上記金額は、次の(a)の金額に(b)のみなし仕入率を乗じて算出した金額である。

- (a) プロパンガス小売業の課税売上高に係る消費税額 123万5849円
 上記金額は、原告のプロパンガス小売業に係る課税売上高3089万6231円（原告が平成15年課税期間分の消費税等の確定申告書の付表5に記載したプロパンガス小売業に係る事業区分別の課税売上高（税抜き）の金額と同額である。）に100分の4の割合の消費税率を乗じて算出した金額である。
- (b) みなし仕入率 100分の70
 上記割合は、原告の営むプロパンガス小売業に係るみなし仕入率である。
- b 不動産貸付業及び残土処理業に係る控除対象仕入税額 89万8335円
 上記金額は、次の(a)及び(b)の各金額の合計額4491万6750円に100分の4の割合の消費税率を乗じ（179万6670円）、さらに同金額に(c)のみなし仕入率の割合を乗じて算出した金額である。
- (a) 不動産貸付業の課税売上高（税抜き） 809万0159円
 上記金額は、原告が平成15年課税期間分の消費税等の確定申告書の付表5に記載した不動産貸付業に係る事業区分別の課税売上高（税抜き）の金額である。
- (b) 残土処理業の課税売上高（税抜き） 3682万6591円
 上記金額は、上記(ア) bの金額である。
- (c) みなし仕入率 100分の50
 上記割合は、原告の営む不動産貸付業及び残土処理業に係るみなし仕入率である。
- (エ) 差引税額 126万9000円
 上記金額は、上記(イ)の金額から(ウ)の金額を差し引いた金額である。
- (オ) 中間納付税額 0円
 上記金額は、原告が平成15年課税期間分の消費税等の確定申告書に記載した中間納付税額の金額と同額である。
- (カ) 納付税額 126万9000円
 上記金額は、上記(エ)の金額から(オ)の金額を控除した金額である。
- イ 地方消費税
- (ア) 課税標準となる消費税額 126万9000円
 上記金額は、上記ア(エ)の金額である。
- (イ) 譲渡割額納付額 31万7200円
 上記金額は、上記(ア)の金額に地方税法72条の83所定の税率100分の25の割合を乗じて算出した金額である。
- (ウ) 中間納付譲渡割額 0円
 上記金額は、原告が平成15年課税期間分の消費税等の確定申告書に記載した中間納付譲渡割の金額と同額である。
- (エ) 納付譲渡割額 31万7200円
 上記金額は、上記(イ)の金額から(ウ)の金額を差し引いた金額である。
- ウ 消費税等の額 158万6200円
 上記金額は、上記ア(カ)及びイ(エ)の各金額の合計額である。
- (5) 平成16年課税期間分
- ア 消費税

- (ア) 課税標準額 7209万1000円
 上記金額は、次のa及びbの各金額の合計額である。
- a 確定申告における課税売上高 3449万5449円
 上記金額は、原告が平成16年課税期間分の消費税等の確定申告書に記載したプロパンガス小売業等に係る課税売上高である。
- b 課税売上高に加算される金額 3759万6300円
 上記金額は、上記aの金額に加算すべき金額であり、次の(a)ないし(c)の各金額の合計額3947万6116円に105分の100の割合を乗じて算出した金額である。
- (a) プロパンガス小売業に係る課税資産の譲渡等の対価の額 100万円
 上記金額は、プロパンガス小売業に係る課税資産の譲渡等の対価の額の過少計上額に相当する金額であり、上記1(5)ア(ア)b(b)の金額と同額である。
- (b) 残土処理業に係る課税資産の譲渡等の対価の額 3228万1116円
 上記金額は、原告の残土処理業に係る収入金額(上記1(5)ア(ア)b(a)の金額)と同額である。
- (c) 事業用固定資産の譲渡に係る課税資産の譲渡等の対価の額 619万5000円
 上記金額は上記1(5)ア(オ)aの金額と同額である。
- (イ) 消費税額 288万3640円
 上記金額は、上記(ア)の金額に、消費税法29条所定の税率100分の4の割合を乗じて算出した金額である。
- (ウ) 控除対象仕入税額 166万9127円
 上記金額は、消費税法37条1項所定の特例を適用した控除対象仕入税額であり、次のa及びbの各金額の合計額である。
- a プロパンガス小売業に係る控除対象仕入税額 79万5526円
 上記金額は、次の(a)及び(b)の各金額の合計額2841万1658円に100分の4の割合の消費税率を乗じ(113万6466円)、さらに同金額に(c)のみなし仕入率を乗じて算出した金額である。
- (a) 確定申告における課税売上高 2745万9278円
 上記金額は、原告が平成16年課税期間分の消費税等の確定申告書の付表5に記載したプロパンガス小売業に係る事業区分別の課税売上高(税抜き)の金額である。
- (b) 過少計上額に対応する課税売上高 95万2380円
 上記金額は、上記(ア)b(a)の金額100万円に105分の100の割合を乗じて算出した金額である。
- (c) みなし仕入率 100分の70
 上記割合は、原告の営むプロパンガス小売業のみなし仕入率である。
- b 不動産貸付業、残土処理業及び事業用資産の譲渡に係る控除対象仕入税額 87万3601円
 上記金額は、次の(a)ないし(c)の各金額の合計額4368万0091円に、100分の4の割合の消費税率を乗じ(174万7203円)、さらに同金額に(d)のみなし仕入率の割合を乗じて算出した金額である。
- (a) 不動産貸付業の課税売上高(税抜き) 703万6171円

上記金額は、原告が平成16年課税期間分の消費税等の確定申告書の付表5に記載した不動産貸付業に係る事業区分別の課税売上高（税抜き）の金額である。

(b) 残土処理業の課税売上高（税抜き） 3074万3920円

上記金額は、上記(ア) b (b)の金額3228万1116円に105分の100の割合を乗じた金額である。

(c) 事業用資産の譲渡の課税売上高（税抜き） 590万円

上記金額は、上記(ア) b (c)の金額619万5000円に105分の100の割合を乗じた金額である。

(d) みなし仕入率 100分の50

上記割合は、原告が営む不動産貸付業及び残土処理業に係るみなし仕入率である。

(エ) 差引税額 121万4500円

上記金額は、上記(イ)の金額から(ウ)の金額を差し引いた金額である。

(オ) 中間納付税額 0円

上記金額は、原告が平成16年課税期間分の消費税等の確定申告書に記載した中間納付税額の金額と同額である。

(カ) 納付税額 121万4500円

上記金額は、上記(エ)の金額から(オ)の金額を控除した金額である。

イ 地方消費税

(ア) 課税標準となる消費税額 121万4500円

上記金額は、上記ア(エ)の金額である。

(イ) 譲渡割額納付額 30万3600円

上記金額は、上記(ア)の金額に地方税法72条の83所定の税率100分の25の割合を乗じて算出した金額である。

(ウ) 中間納付譲渡割額 0円

上記金額は、原告が平成16年課税期間分の消費税等の確定申告書に記載した中間納付譲渡割の金額と同額である。

(エ) 納付譲渡割額 30万3600円

上記金額は、上記(イ)の金額から(ウ)の金額を差し引いた金額である。

ウ 消費税等の額 151万8100円

上記金額は、上記ア(カ)及びイ(エ)の金額の合計額である。

(6) 平成17年課税期間分

ア 消費税

(ア) 課税標準額 7381万円

上記金額は、次のa及びbの各金額の合計額である。

a 確定申告における課税売上高 3663万7978円

上記金額は、原告が平成17年課税期間分の消費税等の確定申告書に記載したプロパンガス小売業等に係る課税売上高

b 課税売上高に加算される金額 3717万2491円

上記金額は、上記aの金額に加算すべき金額であり、次の(a)ないし(c)の各金額の合計額3903万1116円に105分の100の割合を乗じて算出した金額である。

- (a) プロパンガス小売業に係る課税資産の譲渡等の対価の額 △150万円
 上記金額は、プロパンガス小売業の収入金額に係る過大計上額（上記1(6)ア(ア)c(a)の金額）に対応する課税資産の譲渡等の対価の額であり、原告の課税売上高から減算する。
- (b) 残土処理業に係る課税資産の譲渡等の対価の額 3228万1116円
 上記金額は、上記1(6)ア(ア)bの金額である
- (c) 事業用資産の譲渡に係る課税資産の譲渡等の対価の額 825万円
 上記金額は、上記1(6)ア(オ)a(a)の金額（300万円）と同b(a)の金額（525万円）との合計額である。

(イ) 消費税額 295万2400円
 上記金額は、上記(ア)の金額に、消費税法29条所定の税率100分の4の割合を乗じて算出した金額である。

(ウ) 控除対象仕入税額 79万0211円
 上記金額は、消費税法30条1項所定の仕入れに係る消費税額の控除の額であり、次のa及びbの各金額の合計額である。

なお、原告は、消費税法37条1項所定のいわゆる簡易課税制度の特例の適用を受ける旨を記載した届出書を処分行政庁に提出しているが、平成17年課税期間分については、その基準期間（その年の前々年（同法2条1項14号参照）である平成15年課税期間分を指す。）の課税売上額が5000万円を超えていることから（上記(5)ア(ア)参照）、同法37条1項の規定により、同項所定の特例の適用を受けることはできず、同法30条1項所定のいわゆる本則課税の規定が適用される。

a 課税資産の譲渡等のみに対応する課税仕入税額 76万1235円
 上記金額は、消費税法30条2項1号イ所定の課税資産の譲渡等により要する課税仕入れ等の税額の合計額であり、課税売上げに対応する課税仕入れの金額1998万2436円に105分の4の割合を乗じて算出した金額である。

b 共通課税仕入に係る控除対象仕入税額 2万8976円
 上記金額は、消費税法30条2項1号ロ所定の課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れ（以下「共通課税仕入れ」という。）等の税額の合計額であり、次の(a)の金額に(b)の課税売上割合を乗じて算出した金額である。

(a) 共通課税仕入に係る消費税額 3万7149円
 上記金額は、共通課税仕入れの金額97万5176円に105分の4の割合を乗じて算出した金額である。

(b) 課税売上割合 78.0パーセント
 上記割合は、原告が平成17年課税期間中において行った資産の譲渡等の対価の額（税抜金額）の合計額のうち、同課税期間中において行った課税資産の譲渡等の対価の額（税抜金額）の合計額の占める割合であり（消費税法30条6項参照）、次の①及び②の各金額の合計額（9456万4007円）に占める①の金額の割合である。

① 課税資産の譲渡等の対価の額の合計額 7381万0469円
 上記金額は、上記ア(ア)a及び同bの金額の合計額である。

② 上記①を除く資産の譲渡等の対価の額の合計額 2075万3538円
 上記金額は、金銭貸付業務等に係る資産の譲渡等の対価の額の合計額である。

(エ) 差引税額 216万2100円

上記金額は、上記(イ)の消費税額から上記(ウ)の控除対象仕入税額を差し引いた金額である。

(オ) 中間納付税額 0円

上記金額は、原告が平成17年課税期間分の消費税等の確定申告書に記載した中間納付税額の金額と同額である。

(カ) 納付税額 216万2100円

上記金額は、上記(エ)の金額から(オ)の金額を控除した金額である。

イ 地方消費税

(ア) 課税標準となる消費税額 216万2100円

上記金額は、上記ア(エ)の金額である。

(イ) 譲渡割額納付額 54万0500円

上記金額は、上記(ア)の金額に地方税法72条の83所定の税率100分の25の割合を乗じて算出した金額である。

(ウ) 中間納付譲渡割額 0円

上記金額は、原告が原告が平成17年課税期間分の消費税等の確定申告書に記載した中間納付譲渡割の金額と同額である。

(エ) 納付譲渡割額 54万0500円

上記金額は、上記(イ)の金額から(ウ)の金額を差し引いた金額である。

ウ 消費税等の額 270万2600円

上記金額は、上記ア(カ)及び同イ(エ)の各金額の合計額である。

(7) 平成18年課税期間分

ア 消費税

(ア) 課税標準額 6359万6000円

上記金額は、次のa及びbの各金額の合計額である。

a 確定申告における課税売上高 3409万1091円

上記金額は、原告が平成18年課税期間分の消費税等の確定申告書に記載したプロパンガス小売業等に係る課税売上高である。

b 課税売上高に加算される金額 2950万5820円

上記金額は、上記aの金額に加算すべき金額であり、次の(a)及び(b)の各金額の合計額3098万1111円に105分の100の割合を乗じて算出した金額である。

(a) プロパンガス小売業に係る課税資産の譲渡等の対価の額 △130万0005円

上記金額は、プロパンガス小売業に係る収入金額の過大計上額(上記1(7)ア(ア)c(a)の金額)に対応する課税資産の譲渡等の対価の額であり、原告の課税売上高から減算する。

(b) 残土処理業に係る課税資産の譲渡等の対価の額 3228万1116円

上記金額は、上記1(7)ア(ア)b(a)の金額である。

(イ) 消費税額 254万3840円

上記金額は、上記(ア)の金額に、消費税法29条所定の税率100分の4の割合を乗じて算出した金額である。

(ウ) 控除対象仕入税額 87万8176円

上記金額は、消費税法30条1項所定の仕入れに係る消費税額の控除の額であり、次のa及

びbの各金額の合計額である。

なお、原告の平成18年課税期間分の基準期間である平成16年課税期間分の課税売上額は5000万円を超えていることから（上記(5)ア(ア)参照）、同法37条1項の規定により、同項所定の特例の適用を受けることはできず、同法30条1項所定のいわゆる本則課税の規定が適用される。

- a 課税資産の譲渡等のみに対応する控除対象仕入税額 86万2425円
上記金額は、消費税法30条2項1号イ所定の課税資産の譲渡等によりのみ要する課税仕入れ等の税額の合計額であり、課税売上げに対応する課税仕入れの金額2263万8675円に105分の4の割合を乗じて算出した金額である。
- b 共通課税仕入に係る控除対象仕入税額 1万5751円
上記金額は、消費税法30条2項1号ロに規定する税額で、共通課税仕入に係る税額のうち控除対象仕入税額となる金額であり、次の(a)の金額に(b)の課税売上割合を乗じて算出した金額である。
- (a) 共通課税仕入に係る消費税額 2万0781円
上記金額は、共通課税仕入れの金額54万5502円に105分の4の割合を乗じて算出した金額である。
- (b) 課税売上割合 75.8パーセント
上記割合は、消費税法30条6項所定の課税売上割合であり、次の①及び②の各金額の合計額(8383万4346円:税抜金額)に占める①の金額(税抜金額)の割合である。
- ① 課税資産の譲渡等の対価の額の合計額 6359万6911円
上記金額は、上記ア(ア)a及び同bの金額の合計額である。
- ② 上記①を除く資産の譲渡等の対価の額の合計額 2023万7435円
上記金額は、金銭貸付業務等に係る資産の譲渡等の対価の額の合計額である。
- (エ) 差引税額 166万5600円
上記金額は、上記(イ)の消費税額から上記(ウ)の控除対象仕入税額を差し引いた金額である。
- (オ) 中間納付税額 0円
上記金額は、原告が平成18年課税期間分の消費税等の確定申告書に記載した中間納付税額の金額と同額である。
- (カ) 納付税額 166万5600円
上記金額は、上記(エ)の金額から(オ)の金額を控除した金額である。
- イ 地方消費税
- (ア) 課税標準となる消費税額 166万5600円
上記金額は、上記ア(エ)の金額である。
- (イ) 譲渡割額納付額 41万6400円
上記金額は、上記(ア)の金額に地方税法72条の83所定の税率100分の25の割合を乗じて算出した金額である。
- (ウ) 中間納付譲渡割額 0円
上記金額は、原告が原告が平成18年課税期間分の消費税等の確定申告書に記載した中間納付譲渡割の金額である。
- (エ) 納付譲渡割額 41万6400円

上記金額は、上記(イ)の金額から(ウ)の金額を差し引いた金額である。

ウ 消費税等の額 208万2000円

上記金額は、上記ア(カ)及びイ(エ)の各金額の合計額である。

3 本件各処分の適法性

(1) 所得税に係る各更正処分の適法性

原告の本件各係争年分の所得税の総所得金額は、前記1のとおり、それぞれ、

平成12年分 7810万3328円 (前記1(1)ア)

平成13年分 7260万4341円 (前記1(2)ア)

平成14年分 6962万6317円 (前記1(3)ア)

平成15年分 5113万9269円 (前記1(4)ア)

平成16年分 4559万2667円 (前記1(5)ア)

平成17年分 5331万2278円 (前記1(6)ア)

平成18年分 4499万8834円 (前記1(7)ア)

であり、また、申告納税額(納付すべき税額)は、それぞれ、

平成12年分 2540万8500円 (前記1(1)エ)

平成13年分 2349万1800円 (前記1(2)エ)

平成14年分 2242万8400円 (前記1(3)エ)

平成15年分 1496万3400円 (前記1(4)エ)

平成16年分 1368万7500円 (前記1(5)エ)

平成17年分 1647万7300円 (前記1(6)エ)

平成18年分 1363万9800円 (前記1(7)エ)

である。

(2) 消費税等に係る各更正処分の適法性

原告の本件各課税期間分の消費税等の額は、前記2のとおり、それぞれ、

平成12年分 193万5100円 (前記2(1)ウ)

平成13年分 170万2500円 (前記2(2)ウ)

平成14年分 162万8800円 (前記2(3)ウ)

平成15年分 158万6200円 (前記2(4)ウ)

平成16年分 151万8100円 (前記2(5)ウ)

平成17年分 270万2600円 (前記2(6)ウ)

平成18年分 208万2000円 (前記2(7)ウ)

である。